

平成29年第3回名寄市議会定例会会議録
開議 平成29年9月19日（火曜日）午前10時00分

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問

書 記 開 発 恵 美
書 記 長 正 路 慶

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問

1. 説明員

市 長 加 藤 剛 士 君
副 市 長 橋 本 正 道 君
副 市 長 久 保 和 幸 君
教 育 長 小 野 浩 一 君
総 務 部 長 中 村 勝 己 君
参 事 監 松 岡 将 君
市 民 部 長 三 島 裕 二 君
健康福祉部長 田 邊 俊 昭 君
経 済 部 長 白 田 進 君
建設水道部長 天 野 信 二 君
教 育 部 長 小 川 勇 人 君
市立総合病院長 岡 村 弘 重 君
事 務 部 長
市 立 大 学 長 松 島 佳 寿 夫 君
こども・高齢者 廣 嶋 淳 一 君
支 援 室 長
営 業 戦 略 室 長 水 間 剛 君
上 下 水 道 室 長 粕 谷 茂 君
会 計 室 長 常 本 史 之 君
監 査 委 員 上 田 盛 一 君

1. 出席議員（18名）

議 長 17番 黒 井 徹 議員
副議長 14番 佐 藤 靖 議員
1 番 浜 田 康 子 議員
2 番 山 崎 真 由 美 議員
3 番 野 田 三 樹 也 議員
4 番 川 口 京 二 議員
5 番 川 村 幸 栄 議員
6 番 奥 村 英 俊 議員
7 番 高 野 美 枝 子 議員
8 番 佐 久 間 誠 議員
9 番 東 川 孝 義 議員
10番 塩 田 昌 彦 議員
11番 山 田 典 幸 議員
12番 大 石 健 二 議員
13番 熊 谷 吉 正 議員
15番 高 橋 伸 典 議員
16番 佐 々 木 寿 議員
18番 東 千 春 議員

1. 欠席議員（0名）

1. 事務局出席職員

事 務 局 長 久 保 敏
書 記 倉 澤 富 美 子

○議長（黒井 徹議員） ただいまの出席議員数は18名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（黒井 徹議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第87条の規定により、

13番 熊谷吉正 議員

16番 佐々木 寿 議員

を指名いたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第2 これより一般質問を行います。

通告順に従い順次発言を許します。

安全、安心な暮らしを守る取り組みについて外2件を、山崎真由美議員。

○2番（山崎真由美議員） おはようございます。議長の御指名を受けましたので、通告順に従い順次質問してまいります。

名寄市では、「安全・安心のまち名寄」を合い言葉に市民一人一人が互いに協力し合い、明るく、住みよいまちを実現するため、平成19年3月15日、安全・安心都市宣言が制定されました。そこでまず、大項目1番目、安全、安心な暮らしを守る取り組みについてお伺いいたします。

最初に、小項目1、有害鳥獣に対する取り組みについてお伺いいたします。エゾシカ、キツネ、アライグマ、ヒグマなど有害鳥獣による農業被害や出没状況及び防止対策の状況については報告もされていますが、関係者の困り感は依然として大きなものがあります。また、8月21日午後7時30分ごろ、JR風連駅付近でのヒグマ目撃情報は、市街地への出没であり、大きな衝撃が走りまわりました。関係者の迅速な対応により人的被害を出すことなく現在に至っておりますが、改めて危険な状況を回避するための防止対策及び出没時の対応策についてお伺いいたします。

次に、小項目2、緊急時への対応についてであります。緊急事態発生に際しては、まず何より情報が正確に、かつ迅速に届けられることが重要です。広範囲における情報の伝達手段としてはJアラートやテレビもあり、情報の受け取りもできますが、今回のヒグマ出没情報のように限られた地域への発信については別の対応が必要であると考えます。全国的に見て防災行政無線を設置している自治体の状況を知るにつけ、名寄市でも必要があると考えますが、対応についてお伺いいたします。

次に、小項目3、防災意識の啓発についてお伺いいたします。昨日台風18号が北海道を縦断し、名寄市においても11時16分、避難準備及び高齢者等避難開始情報が緊急速報メールとして配信されています。いつ何どき発生するかわからない災害に対し、以前から防災訓練や防災セミナーが展開されてきていますが、多世代にわたり広く市民に防災への意識を持っていただくことが何より大切なことであると考えます。災害を知る、地域を知る、人を知るの観点から、市民全体への継続的な啓発活動をどのように行っていくのかお伺いいたします。

次に、大項目2、名寄市の目指すインクルーシブ教育についてお伺いいたします。平成29年第1回定例会において、小野教育長から名寄市教育委員会の教育行政執行方針として、特別支援教育の推進に関してはインクルーシブ教育システムの構築のための方策が述べられました。名寄市における特別支援教育は、過去の実績とともに名寄市立大学との連携により、一人一人の子供の見取りからそれぞれに適した教育実践、その後の方向づけに至るまで丁寧な教育活動がなされていると考えます。

そこで、今年度もおおよそ前期が終わろうとしている時期に当たり、小項目1、インクルーシブ教育の現状と課題についてお伺いいたします。

さらに、小項目2、障がいのある子供と障がい

のない子供が可能な限りともに学ぶという観点に立った上での名寄市の目指す姿についてお伺いいたします。

最後に、大項目3、若年世代のまちづくりへの意識を高める取り組みについてお伺いいたします。今年度名寄市総合計画第2次がスタートいたしました。また、まち・ひと・しごと創生総合戦略については、5カ年計画の中間年を迎えています。しかし、残念ながら名寄市の人口は減少傾向にあります。そこで、将来必ず名寄市の担い手となる若年世代の皆さんとともにまちづくりを考えていくことが未来に向け大きな力を育むことになると考えます。

そこで、小項目1、若年世代のまちづくりへの参画についてお伺いいたします。以前から市長と中学生との懇談会も持たれていますが、若い世代の柔軟な視点からまちづくりをともに考えることは大変有意義であると考えています。若年世代のまちづくりへの参画状況と参画を促す取り組みについてお伺いいたします。

以上、壇上からの質問といたします。

○議長（黒井 徹議員） 白田経済部長。

○経済部長（白田 進君） おはようございます。ただいま山崎議員からは、大項目で3点にわたり御質問いただきました。大項目の1のうち小項目の1につきましては私のほうから、同じく大項目1のうち小項目の2、3及び大項目の3につきましては総務部長から、大項目の2につきましては教育部長からそれぞれ答弁となりますので、よろしくお伺いいたします。

それでは、大項目1、安全、安心な暮らしを守る取り組みについて、小項目の1、有害鳥獣に対する取り組みについて申し上げます。有害鳥獣に対する取り組みのうち、農作物被害の防止対策につきましては、市、JA、猟友会及び生産者で構成をします名寄市有害鳥獣農業被害防止対策協議会におきましてエゾシカ、アライグマ、キツネの捕獲などに取り組んでございます。本年度の被害、

出没状況の大きな傾向といたしましては、エゾシカは昨年度より少なく、キツネ、アライグマ、ヒグマについてはふえている状況となっております。

ヒグマ出没時の対策といたしましては、猟友会から御推薦をいただいた方を名寄市ヒグマ駆除隊として委嘱を行い、ヒグマ対策に御協力をいただいております。出没情報を受けた際の対応といたしましては、市担当職員と警察署が連携をし、速やかに現地確認や看板設置を行ってございます。さらには、出没地区などの町内会長及び近隣住民、耕作者等への注意喚起を行うとともに、教育委員会や学校などの関係機関にも情報を伝達しまして、登下校時などの対応につきまして協力をいただいております。また、ヒグマの目撃や真新しい痕跡が発見された場合には、ヒグマ駆除隊に出動を要請し、現地確認に同行いただいております。

危険な状況を回避するための防止対策といたしましては、4月以降市広報に2回記事を掲載し、そのほかにもチラシ配布を2回実施してございます。また、農業生産者に対しましては、JAの御協力をいただき、ファクスを送ってございます。周知の内容といたしましては、屋外にヒグマの餌となるようなものを放置しないことやヒグマに出会わぬよう山菜とりや農作業の前には音を出すなどして警戒していただくこと、さらには農作物を被害から守る方策といたしまして、電気柵の設置要綱などについて周知、協力をお願いしてきたところでございます。また、市ホームページにも出没情報位置や、あるいはただいま申し上げました留意点なども掲載し、随時更新をしながら市民の皆様への周知に努めているところでございます。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 中村総務部長。

○総務部長（中村勝己君） 私からは、大項目1の小項目2、3、大項目3、若年世代のまちづくりへの意識を高める取り組みについて申し上げます。

初めに、大項目1の小項目2、緊急時の対応についてお答えいたします。緊急時における情報伝達として、特に自然災害についてお答えいたします。自然災害の情報伝達では、災害対策基本法、土砂災害防止法等により自治体の情報伝達について定められており、東日本大震災発生後多様な情報伝達手段の確保に取り組むべきことが求められている状況であります。平成27年1月には、共助としての観点から、緊急告知ラジオを町内会に3台配付し、各種避難情報等の伝達、情報伝達などで使用していただいております。また、平成26年からはJアラート、いわゆる地方自治体が直接発信する情報伝達の仕組みが急速に進化し、充実が図られ、テレビや携帯、スマートフォン、情報機関に緊急情報が同時配信される仕組みが構築され、今後ますます充実することが想定されています。また、国の行う情報伝達では、直接Jアラートから伝達する方法により、Lアラート同様にテレビや携帯、スマートフォンに緊急情報が同時に配信される運用がされており、Lアラート及びJアラートは現在多様な情報伝達手段の確保の軸になっているところであります。

このほか、総務省消防庁告示第1号、消防力の整備指針第21条では、災害時において住民に対する迅速かつ的確な災害情報の伝達を行うための同報系の防災行政無線を市町村が設置することについて規定がされているところであります。防災行政無線は、デジタル化が推進されており、北海道内の導入率は平成29年6月時点で自治体数179のうち、同報系53.6%、移動系74.3%となっており、今後ますます導入する自治体がふえていく状況です。防災行政無線を導入することにより、一斉配信、遠隔地への情報伝達、双方向機能等のさまざまな情報伝達の仕組みが構築できるメリットがあります。また、サイレン音のみでなく、Jアラートと連携した自動合成音声による24時間瞬時の音声による情報伝達が可能になるほか、国が設定した緊急時の音、サイレン音を吹鳴するこ

とも可能になります。今後北海道内の導入率の推移や補助制度を把握してまいります。

次に、小項目3、防災意識の啓発についてお答えいたします。近年自然災害が激化する中、平成28年10月、国は水防法の改正により想定最大規模の降雨による浸水想定を発表したところであります。名寄市は、北海道の3大水系の一つである天塩川が流れ、名寄川の合流地点に市街地が形成されていますが、水防法、災害対策基本法の施行後、全国的に堤防によって水害が大きく軽減された経過から、長い間大きな水害の経験がない状況が続いています。しかし、近年の大雨がふえ、降水量も増加している背景から、市街地が万が一浸水するとそのほとんどが浸水することが想定され、特に浸水が深い地区等の避難対策を急ぐことが求められる状況になりました。このことから、防災意識の向上及び自助、共助力の向上を柱とした防災意識の向上や避難に対する理解を深めていくことが喫緊の課題であります。

また、これまで大規模な河川の洪水を想定した避難訓練が全国的にも取り組まれていない背景を踏まえ、7月19日、F I G - aなよろ、課題を見つける避難訓練として住民の気づきによる自助、共助力の向上を目的とし、市内の5つの町内会、個人参加及び関係機関を含む総勢169名参加により新しい試みの避難訓練を実施したところであります。本訓練は、浸水想定周知のためのハザードマップの作成に時間がかかることから、水防法第15条第3項に規定するその他の必要な措置に位置づけた訓練として、避難行動を実際に行っていたほか、住民の避難に対する理解を深めるために北海道開発局旭川開発建設部名寄河川事務所による浸水深の研修及び名寄消防署による逃げおくれた者の救助訓練展示並びに旭川地方気象台による防災研修、参加者による課題発表等の新しい試みを組み入れ、住民の防災意識及び知識の向上に大きな成果がありました。また、8月2日の確実な避難のための防災セミナーでは、総勢120名

の参加により南相馬市危機管理課職員、星慶一氏による南相馬市の被災状況、復興状況、名寄河川事務所長、黒田保孝氏による想定最大規模の降雨による浸水想定研修、旭川地方気象台による防災ゲーム、児童向けの防災講話を実施するなど、住民の防災意識及び知識の向上に大きく効果があったものと認識いたしました。

避難訓練の参加による課題発表では、避難場所、避難路、避難のタイミング、自主防災組織の大切さ、要配慮者対策等について気づきの効果により自発的主体性の発言が多く出たことは、訓練の大きな成果となりました。また、訓練後の町内会がみずから避難行動や避難支援を再検討する取り組みが生まれるなど、報道機関及び他の自治体並びに関係機関からも大変注目され、訓練の実施前からテレビ報道のほか、ラジオでは全国で紹介されたほか、訓練実施の内容は国土交通省本省及び北海道開発局のホームページにおいて報告が予定されているなど、関係機関から大変高い評価をいただいた取り組みになりました。今後の避難訓練の周知や実施により、浸水に対する他の自治体における避難対策に効果が波及したほか、関係機関の浸水対策の推進にも大きく効果を果たしています。

避難の取り組みは、気象警報の進化や関係機関の防災対策が充実されても、住民みずからが避難行動を起こす主体性がなければ効果が発揮されないことから、今後さらに町内会の具体的取り組みが推進されることを期待するほか、避難訓練では今後地区を変え実施することで、住民に自助、共助の考え方が十分浸透、蓄積されるよう取り組みを継続してまいります。このほか、幅広い層から出前トークの利用がふえており、各町内会の防災への関心が大変高くなっています。これは、住民の防災意識の向上のあらわれでもあることから、今後も引き続き自助、共助の推進のために防災啓発に努めてまいります。

次に、大項目3、若年世代のまちづくりへの意識を高める取り組みについてお答えいたします。

若年世代のまちづくりの参画については、さまざまな場面が想定されるところです。近年行ってきた具体的な参画の機会としましては、第2次名寄市総合計画へ市民意見を反映させるため、若年世代を中心としたまちづくりや市民活動にかかわりのある多くの方の参加により、市民ワークショップを開催し、これらのまちづくりについて考え合う機会としてきました。また、名寄市立大学の学生を対象とした懇談会を開催してきたほか、第2次名寄市総合計画ダイジェスト版作成に当たり名寄市立大学の学生による市長インタビューや紙面制作にアイデアをいただくなど、直接的な参画もいただいています。さらには、若年世代を中心とした団体がそれぞれテーマを持ってまちづくりを考え、名寄市の活性化に向けて実施する各種取り組みやイベント開催に対し、名寄市まちづくり推進事業助成金により財政的な活動支援を行っており、事業実施に向けた相談から申請までサポートし、推進してきているところです。

また、今年度設置しました広報のあり方検討委員会では、高校生3人、大学生3人に委員として参画いただくなど、まさに若年世代の意見が届けられており、名寄市の将来について考える場や機会を創出してきているところです。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） 私からは、大項目2の名寄市の目指すインクルーシブ教育についてお答えいたします。

初めに、小項目1の現状と課題についてですが、本市の小中学校におけるインクルーシブ教育システムの構築に向けた取り組みの現状と課題についてですが、学校においては障がいのある子供が地域社会の中で積極的に活動し、その一員として豊かに生きるために一人一人の教育的ニーズに応じた指導や支援を行うとともに、障がいのある子供と障がいのない子供が可能な限りともに学ぶインクルーシブ教育システムを構築することが求めら

れております。インクルーシブ教育システムを構築するためには、障がいのある子供と障がいのない子供ができるだけ同じ場所でともに学ぶことができるよう合理的配慮の提供とそのための基礎的環境を整備する必要があります。合理的配慮とは、学校の設置者及び学校が障がいのある子供に対し、その状況に応じて教育内容や教育方法、支援体制、施設、設備などについて配慮することです。個々の合理的配慮については、一人一人の障がいの状態や教育的ニーズなどに応じて設置者、学校と本人、保護者が可能な限り合意形成を図った上で決定し、提供されることが重要であります。このため本市では、例えば見えにくさ、聞こえにくさ、健康面や安全面での制約など個々の児童生徒の困難さに応じて学習内容を変えたり、指導方法を工夫したり、施設、設備を整えたりしております。

基礎的環境整備とは、専門性のある指導体制の確保や施設、設備の整備など障がいのある子供に対する支援のために必要な教育環境が整備されることです。このため本市では、学校の基礎的環境整備の充実を図るため、特別支援教育学習支援員や看護師、生活支援員の配置やエレベーターなどの設置など一人一人の障がいの状態に応じた教育環境の整備に努めているところであります。

また、学校では、一人一人の教育的ニーズに応じた指導や支援の充実を図るため、特別支援教育コーディネーターを配置し、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成するとともに、校内の教職員に指導、助言を行ったり、関係機関等と連携した取り組みを推進しております。さらに、教職員の合理的配慮や基礎的環境整備等に係る理解を深めるため、名寄市特別支援連携協議会ではインクルーシブ教育の概要とユニバーサルデザイン等の研修会を実施し、その理念については教職員に浸透しつつありますが、十分な状況であるとは言えないことが課題であります。今後教育委員会といたしましては、学校には全ての教職員がインク

ルーシブ教育システムの理念について理解を深めるため、名寄市立大学と連携した研修会等の実施や道教委が作成した発達障がいのある子供の指導や支援のあり方に係る校内研修プログラム等の積極的な活用を促すなど、特別支援教育に係る教職員の専門性の一層の向上を図ってまいります。

次に、小項目2の名寄市の目指す姿についてですが、インクルーシブ教育システムの構築を実現するためには、次の3つの視点から特別支援教育を充実させていくことが必要です。まず、障がいのある子供が医療や保健、福祉、労働等の社会全体のさまざまな機能を活用して十分な教育を受けられるようにすることです。2つ目は、同世代の子供や地域の人々との交流等を通じて地域での生活基盤をつくることです。3つ目は、周囲の人々が障がいのある子供とともに学び合うことを通じて障がいについての理解を深めることです。そのため、本市においては障がいのある子供と障がいのない子供ができるだけ同じ場所でともに学ぶことを目指し、交流及び共同学習の推進、学習支援員や看護師等の配置、環境・設備の整備などに努めております。

ただ、名寄市特別支援連携協議会専門委員会においては、幼稚園、保育所、保育園、認定こども園、小中学校、高等学校、名寄市立大学、就労機関等の関係機関が特別支援教育に係る課題を共有する取り組みを推進してきましたが、特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加するまでの切れ目のない支援体制により一層充実させることが課題となっております。そこで、本年8月から全国30地域を対象とした文部科学省の新規事業、インクルーシブ教育システム推進事業の指定を平成31年度までの3カ年受け、取り組みを推進することにいたしました。本事業では、名寄市特別支援連携協議会の体制の整備、名寄版個別の支援計画「すくらむ」の効果的な活用、上川北部9市町村を対象とした特別支援教育に関する講演会やセミナーの開催、医療的ケアのため

の看護師の配置などの取り組みを推進してまいります。具体的には、名寄市特別支援連携協議会における教育、福祉、労働分野等の関係部署や関係機関との連携の強化、名寄版個別の支援計画「すくらむ」の冊子の全幼児、児童生徒への配布、名寄版特別支援教育ハンドブックの作成、配布、名寄市立大学が取り組んでいる上川北部発達支援連携推進事業と連携した特別支援教育に関する研修体制の構築などに取り組んでまいります。今後教育委員会といたしましては、文部科学省のインクルーシブ教育システム推進事業の取り組みを通して、健康福祉部や名寄市立大学、名寄公共職業安定所等と連携を図りながら特別な支援を要する子供への就学前から学齢期、社会参加まで切れ目のない支援を充実させ、障がいのある子供と障がいのない子供が可能な限りともに学ぶインクルーシブ教育システムの構築を目指してまいります。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 山崎議員。

○2番（山崎真由美議員） それぞれ御答弁をいただきましたので、再質問させていただきたいと思っております。

まず、大項目1番目の1にかかわる部分で、先ほどヒグマ出沒に関しての丁寧な御説明をいただきましたけれども、関係機関の連携というところにかかわって、特に7月21日出沒時の連携について、さらに具体的なところをお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 臼田経済部長。

○経済部長（臼田 進君） ただいまJR風連駅付近に出たヒグマの対応についてということで再質問いただきました。冒頭今回のことに関しては、町中の出来事でもありましたので、御迷惑をかけた皆さんにおわびを申し上げたいと思っておりますし、また多くの方に御協力をいただきましたので、この場をかりてお礼を申し上げたいというふうに思います。

それでは、そのときの対応について少し報告を

させていただければと思います。まず、あのときには市民から名寄警察署のほうに通報があったのが始まりでありまして、通報を受けた名寄警察署においてはJR風連駅周辺及び近隣の住宅街をパトカーで広報活動を行ったという状況にあります。また、市としましても担当職員とヒグマ駆除隊3名が合流をしまして、駅周辺の警戒と、そして広報活動を実施をさせていただいたということでありまして、今回の出沒については、市街地に出沒をしたということでありまして、これまでない緊急の事態という判断をいたしまして、消防及び地域住民課にも応援を依頼し、消防については風連市街地中心部へ熊が移動しないようにサイレンを鳴らしての警戒パトロールを実施いただきました。また、地域住民課においては、駅周辺の町内会へマイクによる広報活動を実施をさせていただいたということでありまして、このときあわせて市街地の関連する町内会長さんへヒグマの出沒情報を伝達をさせていただきましたし、町内会員への皆さんの注意喚起についてもあわせて御依頼をさせていただいたところであります。また、子供の登下校の関係もございましたので、先ほども申し上げましたけれども、小中学校に対しての情報伝達については教育委員会を通じ、さらに翌日には早朝に幼稚園、保育所、各高等学校に対しても情報を伝達し、安全の確保を図ってきたということでありまして。

今回の風連駅のヒグマの出沒でありますけれども、これまでの農村地域の出沒と異なりまして、市街地であるために鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律というのがあるのですけれども、実は発砲が禁止をされているということがありまして、緊急回避として認められた場合については発砲が可能となるのですけれども、今回のケースについてはそれに当たることは難しいということでありましたので、市の職員あるいは消防職員による市街地のヒグマの侵入阻止に向けて警戒を夜間も継続をさせていただいたということ

であります。また、翌早朝の4時半から日の出とともにとなりますけれども、市及び警察、猟友会で再捜索を実施をさせていただきました。結果として、駅周辺には潜伏していないだろうという判断をさせていただきましたけれども、さらに22日午後以降につきましても捜査範囲を広げての巡回、さらには夜間についてもパトロールを継続をさせていただいたということでもあります。

駅裏に出没した個体についてありますが、防風保安林を伝って東へ向かったかと思われる痕跡がございましたので、探査結果及び注意喚起のチラシを23日に該当する町内会に配布をするとともに、23日以降につきましても31日までの間、防風保安林付近について重点的にパトロールを実施し、安全の確保を図ってきたということでもありますので、御理解をいただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 山崎議員。

○2番（山崎真由美議員） 多くの地域の方が本当に初めての出来事と口にされるほど特別な出来事が起きたというふうに思っております。その中でできる限りの対応をしていただいたということに関しては、先ほども申し上げましたけれども、一人の人的被害を出すことなく過ごすことができたということについて感謝申し上げたいなというふうに思っています。

その中で地域の方から1点、これは課題として受けとめたほうがいいなと思えることが提示されていますのが地域住民課の方だと思うのですが、それから警察等の広報の声が家庭の中にあっては届かない。何か騒いでいるなという状況しか届いていないということが多く述べられていました。音としては何かあるというふうに認識されても、言葉として丁寧に伝わってくるのがなかったので、朝起きてみてびっくりしたという方も多かったものですから、広報のあり方について今後やはり課題であると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 白田経済部長。

○経済部長（白田 進君） 私どもの広報の方法についてということで、内容が聞き取れなかったということで、これについては私どもも直接的に市民の皆さんからも声が寄せられているということでもあります。最近、住宅の気密性も上がったという要因もあるのだというふうに思いますけれども、これら緊急時の広報活動につきましても、今回のヒグマにかかわらずに災害時の防災広報にも関連することだろうというふうに受けとめているところでもあります。いただいた意見を真摯に受けとめまして、今後の広報活動について経済部のみということではなくて関係する部局とも協議をしながら検討を進めてまいりたいと思います。

ただ、改めて今回気づいたのは、私どもの工夫も当然必要だというふうに認識しておりますけれども、市民の皆様もまさか町中にヒグマが出没するだろうという意識は持っておられなかったと思いますので、そういった意味では自然災害同様に受け手側の皆さんの意識を高めるということも必要だというふうに思っておりますので、私どもも日ごろから啓発にも努めていきたいというふうに考えてございますので、ぜひ御理解をいただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 山崎議員。

○2番（山崎真由美議員） 確かに双方向で安全、安心な暮らしを守っていくということについては必要なことだと思いますので、住民の側も1つ教訓になったというふうには捉えております。

先ほども申し上げました音が十分に聞き取れなかったということも含めて、小項目の2のところにもかかわってきますが、音源を家庭の中に置くということに関しては防災行政無線というもののあり方について必要だというふうに考えています。さきに視察研修で勉強させていただきましたときに、防災行政無線を設置している豊岡市においてもやはりどれだけ外からの広報を充実させても、家の中から流れてくる音としての情報については、それが最も正確な、かつ迅速な情報源だと

いうことを担当者の方も話されておりましたので、先ほど白田経済部長もおっしゃられていたけれども、各課連携の中でぜひ進めていただきたいというふうに考えていますけれども、その点について見通しとしては名寄市はどのような状況にありますでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 中村総務部長。

○総務部長（中村勝己君） 防災行政無線にかかわっての御質問ということでございますけれども、先ほども少しお話をさせていただきましたけれども、現状名寄市においては緊急告知ラジオということで町内会のほうに3台それぞれ配付をさせていただいている状況ということで、現在防災行政無線については予算的なこともございまして、今のところは道内的な設置の状況等を十分勘案をしながら検討はしていかなければならないなというふうに思っているところでございますけれども、現状といたしましては確かに室内から周知をするということについては大変有効な手だてだというふうには思いますけれども、その後の避難の対応ですとか、トータルとして防災行政無線、さらには具体的になかなか避難が難しい方の対応も含めて、その中で防災行政無線については今後道内の導入状況ですとか、研究をさせていただきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 山崎議員。

○2番（山崎真由美議員） ぜひ研究を進めていただいて、検討していただきたいというふうに思っております。金銭的なものについては大きなハードルがあるということについては十分承知していますけれども、別な行政地区におかれましては住民から負担をいただきながらというような設置もされたという情報もいただいておりますので、ありとあらゆる方法を検討していただくということについては要望しておきたいと思っておりますし、そこになかなか時間かかるということであれば、ラジオの配置を町内会3台ということではなく、

必要な方に必要な台数提供するというのも一つの手だてかなというふうに考えますが、今現在町内会3台配置されておりますラジオの配置については、それ以上に必要なところには配置されているのだと思いますけれども、今後さらにふやすというお考えについてはいかがでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 中村総務部長。

○総務部長（中村勝己君） 先ほども報告させていただきましたけれども、現状は町内会3台ということで、実は場所によっては、あるいはラジオの位置によってはなかなか電波が届かないような状況も、建物の中で聞きにくい状況があったり、あるいは地域によっては確かに電波が弱いようなところもあって聞き取りにくいという状況等については担当のほうでも把握をしている状況でございまして、現在のところ全戸に緊急告知のラジオを配置をするということについては担当としての考え方はありません。

○議長（黒井 徹議員） 山崎議員。

○2番（山崎真由美議員） ただいまの中村部長の御答弁をお聞きいたしますと、課題は十分把握していただいているということだと思います。その上でよりベターなところを探っていかれているということだと思いますが、とにかく課題を解決していくときに行政だけではなく、市民においてもその責任があるということは十分に考えますけれども、時間をかけないで連携をとって進めていくということ、それからその連携のあり方、進めていかれている経過については住民は知りたいと思っておりますので、そのことについては御答弁いただかなくて結構ですけれども、強く要望しておきたいと思っております。

それから、災害についてではなく、災害の一つにも含まれますけれども、火災に対する対応として、先日風連地区におきましては9月号の風連地区の広報紙お知らせ「風」で、名寄消防署風連出張所の対応について掲載がございました。安全、安心のために緊急出動態勢には万全を期している

という内容で、それぞれ救急について、それから火災出動についての対応について丁寧な説明をいただいていたのですけれども、合併後そういう形に変わってきたということについて、住民の中には少しその認識が足りなかったという部分も含めて、その対応がこれで本当に安心なのだろうかという声も届いております。情報を受けとめるだけではなく、その後安心、安全に暮らしが継続されていくときの対応として、この点についてはいかがでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 中村総務部長。

○総務部長（中村勝己君） 今緊急時の対応の中で風連の出張所の消防ということで少しお話がありましたけれども、私ども消防の体制について答える立場にはないのかなというふうに思っていますが、事市民の安全、安心ということであれば、ちょっと議員のほうが掌握をされている先ほどの内容について十分把握はしておりませんが、あくまでも現在の体制については合併以降火災の状況ですとか、出動の状況ですとか、いろいろデータをとりながら、その中で体制が一定程度でき上がってきているのかなということでありまして、市民の皆さんにまだ不安感があるということであれば、その点については消防のほうにお伝えをしていきたいというふうに考えていますし、また今後も風連地区の皆さんの安心、安全、そういったことに努めていきたい、不安の解消に努めていきたいというふうに考えているところです。

以上でございます。

○議長（黒井 徹議員） 山崎議員。

○2番（山崎真由美議員） 消防団の方、それから消防署の職員の方ももちろん地域の仲間、住民の仲間でありますので、具体的な検討会の場だけではなく、日ごろからそういう話をし合っております。お互いに自分の果たす役割、それから職場として果たしていく役割等についても日ごろから話をしておりますので、それを改めて捉えていただきまして、安全、安心という立場で名寄市の継

続的な対応についての御確認をお願いしたいというふうに思っています。地域の中は、当然一年一年状況が変わっておりますので、改めて継続的な御確認をお願いしておきたいと思っております。よろしく申し上げます。

それから、少し前に戻らせていただきますが、小項目1にかかわりまして、先ほど風連のヒグマの出動にかかわって駆除隊の方が動いてくださったというところがございました。猟友会の方だというふうに思っていますが、委嘱もされて動いているという予定どおりの対応であったと思いますが、聞くところによりますと猟友会の方もかなり御高齢が進んでいる状況も伝わってきています。そして、熟練者になるとそうそう資格を取ったからすぐ動けるという状況ではないということもお話を伺っておりますので、継続的に安心な状況を地区として担保していくための育てていただく、育成にかかわっての助成の状況についてお伺いしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 臼田経済部長。

○経済部長（臼田 進君） 猟友会の皆さんの育成ということで御質問いただいたかと思っております。先ほど申し上げましたようにヒグマ駆除隊として多大な御協力をいただいているということでありまして、現在22名委嘱させていただいておりますけれども、60歳未満が5名、60歳以上が17名ということでもありますので、熟練が必要な技術だというふうには認識はしておりますけれども、後継者の育成が必要だろうと考えているところでもあります。現在市といたしましては、猟友会の名寄支部と連携をしながら、28年、29年の春にヒグマ対策技術者育成事業というのに取り組んでいます。これは、ハンターさんの熟練度を増すと。経験の浅い方のスキルを上げていくという事業でありますけれども、こういった事業を継続しながら必要な技術を伝承していくことも1つ必要だと思っておりますので、ここは猟友会の皆様とも十分情報交換を行いながら、これらの事業

について引き続き取り組んでいきたいというふう
に考えておりますので、ぜひ御理解をいただければ
と思います。

○議長（黒井 徹議員） 山崎議員。

○2番（山崎真由美議員） 全く言う必要はないの
ですが、育成には時間がかかりますので、計画的
にぜひ進めていただきたいと思います。

次に、インクルーシブ教育について再質問させ
ていただきます。名寄市の今までの教育実践が高く
評価されての文科省の指定であると認識してい
ます。特に区別しての教育については、支援員の
配置、支援員も学習支援員、生活支援員、本当に
細かな手だてをとってきていただいていると思っ
ていますが、やはりインクルーシブ教育でありま
すので、ある子とない子のともに学ぶ姿の構築が
必要であるというふうに思っております。この件
に関しては、障がいがある、ないにかかわらず一
人一人の個性をきちっと尊重し合う人間関係の構
築であるというふうに考えておりますので、特に
学校を卒業した後につながる学校教育が必要であ
るというふうに思っています。その点から、先ほ
ど小川部長から「すくらむ」の話もございました
が、今現在具体的に「すくらむ」はどのような活
用がされておりますでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） 議員からありました
ように、子供のころから社会担って自立するまで、
その子の状態をしっかりと把握しながら、支援も含
めて、そしてまた先ほどから言っています障がい
のある子、ない子も含めてともに同じ場で学ぶこ
とを通じて、社会に出てもお互い尊重し合いなが
ら、状態をしっかりと把握しながらともに生きてい
く、そういった姿をつくっていくのは大変重要だ
というふうに思っています。その一つとして「す
くらむ」の活用ということで、これは幼児期から
社会に出るまでこの子はどういうふうに成長して
育ってきたか、こういった状態の変化があったか、
いろんな情報を次のステップにつなげていくのは

大変重要だというふうに思っていますので、総合
戦略の中でも掲げておりますけれども、そういった
活用を障がいがある、困り感ある子だけではなく
て、できれば全ての児童生徒が活用していただ
いて、その子の成長記録としてやっぱり将来にわ
たって持ってもらう、そういったふうに考えてい
るところであります。そういった意味では、今回
の新規事業を通しまして全児童生徒にも配布しな
がら、そして保護者にも理解をいただいて、多く
の方々にしっかりと活用してもらっていくことが大
変重要だというふうに思っているところでありま
す。そういったことを通して、全ての人がお互い
の人格だったり体の状態、そういったものを尊重
しながら生きていく、そういった社会をつくって
いくことが大事だと思っておりますし、個々の状態
をしっかりと把握できる、そういったものも将来に
わたって自分自身で持っていくことが何かあった
ときに、例えば病院に提示すればすぐ経過がわか
ったり、どこかの機関に出せばそういった育ちの
状況がわかる。大変重要だと思っておりますので、
全ての児童生徒に配布しながら幅広く活用でき
るように取り組みを進めてまいりたいと思ってい
ますので、御理解をお願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 山崎議員。

○2番（山崎真由美議員） おっしゃるとおりだ
と思っております。それで、「すくらむ」につい
て今後結局個人情報にかかわるところも多いもの
ですから、やはりそれを受けとめる、進める側の
教員なり関係者がそのことを十分に理解して進め
ていくことが重要であるというのは、先ほども理
念の定着が課題の一つになっているというふう
におっしゃられた、その中身だと思っております。
特に広く全部を外に出すことは当然まだできませ
んし、なかなかそれをできるものではないと思
いますが、職業につながる場所で「すくらむ」を
学校卒業後どのように活用されていかれる計画
があるのか、その部分についてお伺いしたいと思
います。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） 「すくらむ」につきましては、個人情報でありますので、その取り扱いには常に慎重にしなければならないと思っています。幼稚園から先ほど言いました就労機関まで含めまして特別支援連携協議会の中に参画をしていただいて、その活用方法も含めて検討しながら、改善を図りながら進めていきたいというふうに考えております。基本的には、幼稚園、保育所など、そして小学校、中学校、高校、就労とつながっていくので、やっぱり保護者、家庭の中でしっかりそのことを認識してもらって、その記録も含めて押さえていただいて、大切に保管をしながら、適時必要に応じて必要な言われている就労機関であったり、場合によっては病院であったり、そういったところ出せるような、そういった備えをしていただければというふうに思っています。小中学校については、きちんと教職員に対してもそういった情報管理も含めて進めていますが、ただ就労機関まで私どもはなかなか届かない部分がありますけれども、そこは公共職業安定所も入っていただいていますので、そういうところと連携しながら、各事業所にどういったことが伝達できるか、そんなことも研究しながら、特別支援連携協議会をしっかり中で議論をしながら改善を図って進めていきたいというふうに考えているところです。

○議長（黒井 徹議員） 山崎議員。

○2番（山崎真由美議員） それぞれの年齢に合わせて子供たちが丁寧に支援を受けながら、バトンがきちっと受け渡されていく名寄スタイルがおぼろげながら見えてきているのかなというふうに感じておりますので、今教育部長から御発言いただきました内容について確実に進めていただきますことをお願い申し上げたいというふうに思います。

それから、大項目3にかかわって、若年世代の方々のまちづくりへの参画なのですけれども、先ほど丁寧にいろいろな事例を報告していただき

したけれども、総合計画第2次にかかわって、若い方たちの意見をいただきました。そのことは、今どのように継続されてきているのでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 中村総務部長。

○総務部長（中村勝己君） 総合計画にかかわってということで、世代間も含めたいろいろな懇談会とかやらさせていただきましたけれども、特に総合計画にかかわってということでありまして、その後継続的にそういった機会をつくっているという状況にはありません。

○議長（黒井 徹議員） 山崎議員。

○2番（山崎真由美議員） 少しもったいないかなという感想を持たせていただきます。やはり若い人たちの意見を聞く場所ということにかかわって、若い人たちから発信できる状況をつくっていかねばいけないそれぞれの、例えば子ども会ですとか、いろいろな学校もそうかもしれません。役割もあるのかもしれませんが、行政のほうでも何らかの手だてをとっていただくということも必要であるかなというふうに思っております。先般視察研修に出させていただきました高知県の須崎市におきましては、須崎未来塾という形で若い人たちのまちづくりへの参画を促すプログラムをつくっておりました。これは、年間7回、その1回が土日ですので、2日間で、一月に2日ずつ14日講座を開きながらまちづくりの具体的なところを考えて実践までしていただく。その実践していただいたことについても報告をし、市民に還元していく。それをずっと繰り返して、まちづくり応援隊に当たる人たちを3年間で50人つくっていききたいという具体的な目標の中で動かされていきました。それから、高知市におかれましてはこどもファンドということで、子供たちが3人集まって進めていくときに、大人の協力も必要なのですが、上限で20万円助成をする中で、例えばお年寄りに食事を提供する、または防災にかかわって子供の目線から取り組みを進めるなど、いろいろなまちづくりに対して取り組みをしていくところがあ

りました。前にも求めさせていただきましたが、士別市においては子ども議会もございます。議会ということになりましたらそれぞれ考え方の違いもございますけれども、とにかく子供たちの、もしくは若年世代の方たちが名寄市のことをきちっとまちづくりとして継続的にかかわれるような取り組みについて、ないわけではないと思っています。今後の方向性も含めて再度御答弁いただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 中村総務部長。

○総務部長（中村勝己君） 先ほど総合計画にかかわってということでお話をさせていただいたというふうに考えておりました、総合計画以外でもそれぞれいろんな機会を通じまして若年層の皆さんとの懇談については持たせていただいております。特に市長室を開放する事業ですとか実施をしておりますし、また市内のいろいろなサークルの皆さんの御意見等私ども集約をしながら、それぞれ施策に生かしているという状況でございまして、議員がおっしゃるとおり毎年若年層ということで、そういったくくりの中でということでの開催については至っておりませんが、それ以外で私どもとしてはいろいろな意見を集約をさせていただいて、行政の中では生かしているというふうに考えているところであります。

以上でございます。

○議長（黒井 徹議員） 山崎議員。

○2番（山崎真由美議員） 一過性のものでなく、継続した取り組みを求めたいというふうに思っております、決して閉ざされているというふうには思っておりません。継続的な取り組みの中で人材として育てていただく取り組みについてお伺いして、終わりにしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 中村総務部長。

○総務部長（中村勝己君） なかなかこれは参加する皆さん、いわゆる若年層と言われる皆さんの考え方、意識もそれぞれあろうかなというふうに思っているところで、議員が以前に質問をされた

主権者教育、学校現場におけるいろいろな教育も含めて熟度がどんどん上がっていく中で、主体的に若年層の皆さんがそういった機会があれば参加をするということになるのだろうというふうに思っているところでございまして、学校現場のほうでは年3回、4回教育長あるいは市長が給食等を食べながら懇談をするという場面もつくらせていただいておりますので、先ほども言いましたが、あらゆる面で機会を捉えましていろいろな意見については集約をさせていただきたいと思っておりますし、そういった継続をした取り組みについて議員のほうから御意見がございましたので、十分参考にさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（黒井 徹議員） 以上で山崎真由美議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時15分

○議長（黒井 徹議員） 再開をいたします。

種子法廃止に伴う地域農業への影響について外2件を、佐久間誠議員。

○8番（佐久間 誠議員） 昨日来の台風18号の影響でそれぞれ避難の対策に当たられている皆さん、お疲れさまです。そして、冒頭に被災された各地の皆様にお見舞い申し上げたいと思います。

議長から指名いただきましたので、通告順に従いまして、大項目3点について質問いたします。まず、大項目の1、種子法廃止に伴う地域農業への影響について、小項目（1）、種子法廃止に対する本市の見解について伺います。主要農作物種子法、以下種子法と略しますが、この法律の廃止法案が本年4月14日、国会で可決成立し、来年4月より種子法は廃止となります。このことにより、これまで米、麦、大豆の種子を100%国産で賄うことを維持してきた法的根拠や財源が失われることとなります。種子法は、米、麦、大豆な

ど主要農作物の品種改良を国、都道府県の公的研究機関が行い、良質で安価な種子を農家に安定的に供給してきた法制度であります。種子法の廃止は、主要食料を安定的に供給するためにこれまで築き上げてきた制度、体制を弱め、米、麦などの優良種子の供給が不安定になって種子価格の高騰を招き、必要なときに手に入らなくなってしまうおそれがあります。種子法廃止に対する本市の見解について、また種子法廃止による地域農業への影響についてお伺いいたします。

小項目（2）、公的種子事業のこれまでの役割について。公的種子事業は、都道府県や各地域の農業試験機関がそれぞれの条件に適合した米や麦の品種育成、奨励品種普及に極めて重要な役割を果たし、農業振興に大きく寄与してきました。これまでの種子法が課してきた義務を十分に果たしてきたと言えます。そして、この義務が種子法に規定されることが根拠になって、試験機関の育種費用の確保を財政当局に求めることができました。その種子法を廃止されるとどうなるのか、原種及び原原種の生産は多くの人手と費用が必要です。規制緩和の名のもとに国の責任を放棄するような種子法の廃止は、他の品種がまざらないよう遺伝的な純度を高くする原原種の生産、純度を高く種子生産に必要な量を確保する原種の生産など、人手と費用のかかる事業から手を引かせることになりかねず、結果的に今日まで営々と優良な種子をつなぎ、守ってきた国内農業の衰退につながっていくのではないかと、このように考えるところであります。そこで、名寄の農業振興センター、上川農業改良普及センター名寄支所、種子農家などへの影響は出ないのかどうかについてお伺いいたします。

小項目（3）、遺伝子組み換え種子と食の安全について。バイオテクノロジーの発展に伴い、遺伝子組み換え作物、GMOの種類もふえ、海外においては作付面積が年々増加しております。近年除草剤や病害虫に抵抗性を持つ作物が開発され、

殺虫成分であるBt毒素、殺虫性たんぱく質、これを作物自体に持たせ、害虫に食べられないようにしてある種子が海外で流通しております。通常農薬を使った野菜は、水で洗えば多少は落ちるものです。しかし、作物自体に殺虫成分などを遺伝子的に組み込むので、その毒性は洗っても当然落ちることはありません。人体にとってももちろん有害であります。また、除草剤耐性作物は除草剤をかけても枯れない作物ということで、強い除草剤が際限なく使われていけば人体にも当然悪影響を及ぼします。日本では、遺伝子組み換え作物の栽培はまだ行われておりませんが、世界一遺伝子組み換え作物を輸入している国が日本であります。現在の輸入量は2,000万トンを超えていると言われております。米の国内生産が800万トンでありますから、これらのことから考えますと相当の量が国内に入っております。これらの輸入作物はそのまま市場で流通はしていないものの、加工食品や家畜飼料、食品添加物の原料として使われております。

我が国では、2001年4月より分別生産流通管理、IPハンドリングに基づくGMO食品の表示が義務づけられたものの、原料の上位4番目以降、あるいは重量の割合が5%未満なら、あるいはたんぱく質、DNAが残っていなければ表示の義務がありません。そのため知らず知らずのうちに遺伝子組み換え作物からつくられたものを摂取しております。近年相次ぐ食品のさまざまな問題が続き、消費者の食品への不安は増大し、食品表示に対する関心が高まってきております。そこで、全ての食品を遺伝子組み換え表示の対象とすること、これらについて道や国に対し働きかけることを提案したいと思います。それが地域の農業を守ることにつながるし、生産者の顔が見え、安心して食べることのできる食の安全に結びついていくと思いますが、本市の考え方をお聞かせいただきたいと思っております。

小項目4、日本の種子保全のための取り組みに

ついて。種子法の廃止法案成立に当たって、参議院で4項目の附帯決議が盛り込まれました。都道府県での財源確保、種子の国外流出防止、種子独占の弊害の防止などがありますが、今般の種子法廃止に伴い、国内の種子保全のために危惧される問題点や新たに法律を整備していく点を農業者や農業関係者などと意見交換し、道や国に要請していくべきと思いますが、本市の考え方についてお聞かせください。

次に、大項目2、日EU、EPA合意と地域農業、酪農、畜産業支援について、小項目1、地域酪農家への経営安定対策について。日EU、経済連携協定、EPAの交渉が本年7月6日大枠合意に達しました。このことによってEUからの輸入はワイン、パスタ、革製品などの関税を最終的に撤廃、カマンベールやモッツァレラチーズなどソフト系と呼ばれるチーズも新設する輸入枠内について関税が撤廃となります。一方、日本からEUへの輸出については、主要品目である自動車の関税を段階的に下げ8年目でゼロに、自動車部品は大半が即時撤廃となることが明らかになりました。自動車など機械工業製品の輸出を伸ばすために農業が踏み台にさせられる、こうした国の政策が繰り返されてきました。農業を基幹産業に置く地域としては、ゆゆしき事態だと思っております。そこで、日EU、EPA合意により影響を受ける地域の酪農家への経営安定化対策について伺います。国や道の動き、経営安定化対策にかかわって伝わってきている情報等があればお知らせいただきたいと思っております。

小項目（2）、乳価下落への影響と補給金制度の強化について。EUから良質のチーズが国内に入り、安く流通すると、国内のチーズ加工業者の撤退が懸念されます。EUは、世界のチーズ生産量の約5割を占める最大の生産地であります。日本では、現在ナチュラルチーズに最大29.8%の関税を課しておりますが、発効後は輸入枠分の数万トンが低関税で流入することになります。EU

産チーズ到来で酪農家が打撃を受けるのは、避けられない見通しであると言われております。チーズの国内シェアを奪われることで生乳が余り、牛乳価格の下落につながる懸念も指摘されているところであります。乳価下落に対する酪農家への補給金制度について、さらに積み増しし、支援するよう国や道に働きかけていくべきだと思いますが、この点について本市の考え方を伺いたいと思っております。

大項目3、名寄市の除排雪のあり方について、小項目（1）、福祉施策と連動した除排雪施策について。名寄市には、道営住宅マーガレットヴィラ23戸、市営住宅の緑丘第1、東光27戸のシルバーハウジングがありますが、新たな公営住宅建設を考えるとときに高齢化の進行あるいは進歩化を見通して、シルバーハウジングの戸数をふやしていく必要があるのではないかと考えております。シルバーハウジングは、入居高齢者に対して約30戸に1人の割合で生活援助員が配置されるシステムであり、除排雪の心配もなく、高齢者等の生活特性に配慮したバリアフリー化された公営住宅であることから、買い物支援、その他デイサービスなどを組み込み、申し込みの際の審査基準の段階的緩和により安心して本市に暮らし続けられる環境整備を図れるのではないかと伺います。今後の住宅マスタープランと福祉施策において検討を深められないか伺います。

現在シルバーハウジングは、道営、市営合わせて50戸と数が少なく、需要に追いついていないのではないかと伺います。そこで、今後の公営住宅建設に組み込み、1階部分はシルバーハウジングとし、戸数をふやすことによって、除排雪などを苦しめ名寄から離れなくても住み続けられる環境をつくるべきと考えますが、いかがでしょうか。

小項目（2）、年次計画での除排雪対策の強化について。今年度空き地の取得による雪堆雪箇所確保、払い下げ除雪機械、小型ロータリー車の購入や除雪ドーザー新車の購入等機械力を備え、

効率的な運用により除排雪体制を進めようとの意気込みが見えるわけですが、次年度からの計画として、これまで以上の改善、施策を検討しているかどうかについてお伺いいたします。

小項目（3）、市民要望に応える除排雪体制の目指し方。これまでの各種アンケート結果からも、市民要望や関心事の多くは生活に直接影響の出る生活インフラの整備であり、その一つとして除排雪体制のさらなる強化が求められていると受けとめております。町内会から要望の強かった学校周辺の歩道や交差点などの適切な除排雪など、課題は多いのではないかと思います。市民要望に応える除排雪体制について担当所管の考え方をお伺いいたしまして、以上壇上からの質問といたします。

○議長（黒井 徹議員） 白田経済部長。

○経済部長（白田 進君） ただいま佐久間議員からは、大項目で3点にわたり御質問をいただきました。大項目の1及び2につきましては私のほうから、大項目の3につきましては建設水道部長から答弁となりますので、よろしくお願いたします。

それでは、大項目の1、種子法廃止に伴う地域農業への影響について、初めに小項目の1、種子法廃止に対する本市の見解について申し上げます。主要農作物種子法につきましては、戦後の食料増産という国家的要請を背景として、米、麦、大豆の種子に特化し、都道府県に種子の生産及び普及を義務づけてきたものでありますが、国は都道府県がみずから開発した品種を優先的に奨励品種に指定をし、公費で普及をさせており、民間の種子開発への参入を阻害しているとしまして、本年4月に廃止法案を成立させました。これまで主要農作物種子法のもと、都道府県を中心に気候などそれぞれの地域の生産条件に適合する品種や消費者の多様なニーズに応える優良な品種が数多く開発をされ、高品質で安全な農作物の安定生産を支えてまいりました。

御質問のありました主要農作物種子法の廃止に

伴う地域農業への影響についてであります。品種開発が民間事業者を主軸に展開をされた場合、本市のように栽培条件が厳しい地域に適合する品種の開発や研究が立ちおくれる可能性や消費者の多様な選択への制約のほか、道が行っております品種開発などの体制が縮小されることも懸念をされ、今後の種子確保や農作物の安定供給に不安が残りますことから、農業者が安定的かつ高品質な農作物の生産が継続できるよう引き続き優良で品質の高い種子を農業者に安定供給できる農業施策の推進について関係機関、団体と連携をしながら国に求めてまいりたいと考えてございます。

次に、小項目の2、公的種子事業のこれまでの役割について申し上げます。道内における公的種子事業につきましては、道立農業試験場を中心に品種の試験、研究など育種に取り組み、奨励品種の選定を行うとともに、種子生産につきましては採種法を指定し、品質の確保と安定生産に取り組みられてきております。また、農業改良普及センター寄支所におきましては、奨励品種の普及を図るため、栽培技術の指導や生育調査などに取り組みられており、奨励品種決定試験では上川農業試験場の委託を受け、本市の農業振興センターにおきましても道北地域における適応性について試験栽培に取り組みられております。

主要農作物種子法廃止による影響についてであります。現在のところ北海道におきます次年度の事業実施体制につきましては変更の予定はなく、今後国の方針などを受け検討をされていくもの伺っておりますけれども、種子法に関する業務につきましては普及センター、市農業振興センターともに業務の一部であり、普及指導などの両センターの本来の事業に支障はないものと考えているところであります。

次に、小項目の3、遺伝子組み換え種子と食の安全について申し上げます。日本での遺伝子組み換え農作物の安全確保の仕組みにつきましては、食品安全基本法のほか、食品の安全性につきまし

ては食品衛生法、飼料の安全性につきましては飼料安全法、生物の多様性への影響につきましてはカルタヘナ法に基づき、それぞれ科学的に安全性を審査をし、全てに問題が生じないと評価をされ、初めて使用できる仕組みとなっております。現在食品として国内で生産されています遺伝子組み換え農作物はなく、全てが輸入によるもので、加工品として流通をしております。

加工品の表示につきましては、遺伝子組み換え農作物を原料とする加工食品については表示義務があるものの、DNAやたんぱく質が残っていない食品については表示義務がない状況となっております。このことから、現在消費者庁で遺伝子組換え表示制度に関する検討会が設置をされ、表示拡大の検討がされておりますけれども、本市といたしましても食の安全、安心への関心が高まる中、遺伝子組み換え食品に関して正確な情報の積極的な提供などについて近隣市町村や関係団体などと連携をし、国に求めてまいりたいと考えてございます。

次に、小項目の4、日本種子保全のための取り組みについて申し上げます。主要農作物種子法の廃止法案成立に伴い、品種開発が民間事業者を軸に展開をされた場合、外資系企業の参入や大企業による種子の独占などが懸念されております。国は、1つとして都道府県への財政措置につきましては優良な種子の供給に必要な地方交付税を今後も確保すること、2つとして都道府県を含めた官民の総合力を発揮し、種子の研究開発を促進すること、3つとして今後民間事業者との連携により種子の開発、供給を活性化をし、国際競争力を高めることなどをあらわしてございます。本市といたしましては、地域農業の持続的な発展に不可欠な良質で安価な種子の安定供給の継続に向けた農業施策について、関係機関、団体と連携をし、国に求めてまいります。

続いて、大項目の2、日EU、EPA合意と地域農業、酪農、畜産業支援について、初めに小項

目の1、地域酪農家への経営安定対策について申し上げます。日EUの経済連携協定、いわゆるEPAにつきましては、本年7月に大筋合意に達し、麦や乳製品の国家貿易製品、豚の差額関税制度といった基本制度が維持されるとともに、セーフガードなどの再生産可能な国境措置が確保される一方で、ソフト系チーズにつきましては新たに横断的な関税割り当てが設定されるなど、農畜産物における関税の撤廃や削減などにより、地域への影響が懸念をされているところであります。

国におきましては、日EU、EPA交渉の大枠合意を踏まえた総合的な政策対応に関する基本方針が示されておりました、合意内容を踏まえた強化対策といたしましては、まず1点目として総合的なTPP関連政策大綱に盛り込まれております施策であります体質強化策について、これまでの実績の検証を踏まえて見直しを行い、必要な対策を講じることや経営安定対策におきましては大枠合意の内容、TPPの状況などを踏まえまして必要な検討を加えるとされてございます。また、2点目といたしましては、チーズを中心とする乳製品について、日本産チーズなどの競争力を高めるため、原料乳の低コスト、高品質化の取り組み強化、製造面でのコスト低減と品質向上、ブランド化を推進することなどがあらわされております。本市におきましてもEPA合意による畜産農家への影響が懸念をされますことから、国の情報などに十分に留意をし、関係機関、団体と連携をしながら畜産農家の経営強化に努めてまいりたいと考えてございます。

最後に、小項目の2、乳価下落への影響と補給金制度について申し上げます。国内におきますチーズ生産のほぼ全量を道内産チーズが占めておりますことから、今後のチーズ工房や乳価への影響が懸念をされているところであります。現状の加工原料乳生産者補給金制度につきましては、加工原料乳の生産地域における再生産の確保を図ることを目的としまして、生乳生産のコストから乳製品

向け乳価を差し引いて補給金の単価計算が行われてございます。乳価下落や生産コストの高騰などの経済状況の変化に応じまして見直しが行われてございます。また、加工原料乳生産者経営安定対策事業につきましては、加工原料乳価格が下落した場合の経営への影響緩和を目的としまして、生産者と国が拠出をして造成をした積立金から補填基準価格との差額の8割が補填される仕組みとなっております。今後とも乳価が下落した場合には、それぞれの事業により対策が講じられるものと受けとめているところでございます。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 天野建設水道部長。

○建設水道部長（天野信二君） 私からは、大項目3、名寄市の除排雪のあり方についての小項目1、福祉施策と連動した除排雪施策についてお答えいたします。

平成27年度からの3カ年を計画期間とする名寄市第6期高齢者保健医療福祉計画・介護保険事業計画におきましては、高齢者施策の基本的方針の一つとして、高齢者のニーズに応じた住まいの確保をうたっており、その中でもシルバーハウジングは緊急通報システムやバリアフリー構造等高齢者の生活に配慮した設備仕様が施された公営住宅であり、生活支援員を配置することで安否確認や相談、緊急時の対応等が行えるものです。高齢者施策の推進の理念の一つであります地域包括ケアシステムにおきましても、住まいはその中心として描かれており、重要な要素となっております。現在当市におきましては、高齢者向けの住まいとして民間活力による有料老人ホーム等の建設が続いていますが、低所得者への支援は本市の責務であり、低廉な家賃の住まいを推進する必要があると考えております。

本市のシルバーハウジング公営住宅の現状について申し上げますと、緑丘第1団地14戸、東光団地15戸の計29戸が平成7年から17年にかけて建設されました。名前のとおりシルバーハウジ

ングも公営住宅であり、緊急通報システムや生活支援員の配置以外は一般の公営住宅と同様の対応で、住宅周囲の除排雪についても入居者が管理するとともに、入居者同士で共益費を出し合って除雪作業を委託する場合があります。シルバーハウジング計画が必要な場合は、福祉部局と建設水道部で策定することが必要となることに加え、国の許認可にかかわるもので、十分な根拠や必要性が求められます。さらには、参考までにお知らせしますが、道内でのシルバーハウジング公営住宅建設は、市町村営及び道営とも平成17年を最後に建設実績はありません。現在整備されている公営住宅は、ユニバーサルデザインに基づく設計となっており、世代を問わず使いやすい仕様となっているため、特に高齢者からは好評です。しかし、今年度第2次住宅マスタープラン策定作業を行っていることから、策定委員会等で全体議論したいと考えております。

また、シルバーハウジング公営住宅の公募状況ですが、入居するとほとんど長期入居傾向にあることと退去後の応募状況は1倍程度となっており、所管としては住宅が足りないとの認識は持っていないところです。最近の窓口での相談では、夫婦ともに高齢なことと持ち家の老朽化もあり、地域に居住することに不安を感じていたようで、定期公募で応募がなく、随時募集していたシルバーハウジング公営住宅に入居された例があることから、年齢や持ち家に不安がある場合はまずは窓口で相談いただきたいと考えております。

次に、大項目3、小項目2、年次計画での除排雪対策の強化についてを申し上げます。議員御承知のとおり、この間本市としましてもより快適で効率的な除排雪、安全で安心のできる冬期の道路空間確保を目指し、取り組みを進めてまいりました。平成28年度は雪が少なかったものの、市民の関心が高い除排雪事業につきましては、さまざまな角度から御意見や御指摘、御要望をいただいているところであります。今年度におきましても

町連役員や委託業者との意見交換も実施しておりますし、先般開催されました第2回定例会の中でも経済建設常任委員会での検討項目でございました除排雪に関する調査研究の概要として御報告をいただき、これまでの議会の議論経過なども踏まえ、よりよい除雪サービスを推進すべく、本市といたしましても検討しておりました市街地の雪堆積場の確保についても地権者との調整が相整いまして、先日の補正予算で御承認いただいたところです。また、除排雪機械の増強についても本年度北海道からの払い下げ機械である小型ロータリー及び凍結防止散布車の購入についても御承認をいただき、あわせて入れかえになりますが、国の社会資本整備総合交付金を活用して除雪グレーダーの導入予定であります。本事業の導入で機械が増強になりますことから、直営での対応が可能となる路線もふえるものと想定しております。このことにより、別路線を委託に回すことが可能になると考えられ、実質的に除排雪事業の早急で効果的な対応が図られるものと考えてございます。

ソフトメニューでは、モデル事業ではありますが、本年度からレンタル&ゴー事業を展開予定であり、市街地での交差点のカット排雪、通学路の雪山崩し、歩道の確保など町内会と連携した取り組みが期待でき、快適な道路空間確保や交通の安全性確保が図られるものと期待をしているところです。次年度以降につきましては、これまでの手法を取り入れながら、一方でさまざまな視点を持って市民からいただいた御意見や他市の状況等を考慮し、本市にとりましても数多くの方策がある中で、何がよりよいものなのかを取捨選択しながら、限られた財源を有効活用するとともに、一歩ずつ市民と協働で除排雪事業に努めてまいります。

続きまして、小項目の3、市民要望に応える除排雪体制の目指し方についてお答えします。生活インフラの整備については、議員からの御指摘もありませんとおり、市民要望も多く、担当所管であります建設水道部、とりわけ道路整備や除排雪を

担当しております都市整備課といたしましても大きな課題であると認識をしております。除排雪体制のさらなる強化につきましては、車両の更新、増強などのハード面、また町内会など地域の協力をいただくソフト面の両方からの施策について研究を重ねているところです。ハード面については、現有車両の計画的な更新や増強につきましては市としての予算面での課題もあります。また、業務委託先での機械更新についても夏場の公共事業の減少により除排雪機械を維持していただけても負担が多く、オペレーターの確保についても大きな課題になっている状況と伺っておりますが、経年に対し適時更新を目指してまいります。

ソフト面である部分につきましても、行政側で行える部分と地域との協働で行える部分についても模索しておりますが、地域からも町内会の高齢宅へのボランティアなどを行う町内会役員などが高齢化しており、対応が難しいというような意見も多くいただいております。このような情勢の中ではありますが、除排雪体制の整備や強化において、今の状況で十分ということではなく、町内会や直接除排雪業務に携わる市内業者、また社会福祉団体ともよりよい除排雪体制が組めるよう協議を重ねてまいりますし、計画的な除排雪機器の更新、予算の確保、雪堆積場の確保、大雪時の緊急対応等の部分については継続して実施していく所存でございますので、御理解お願い申し上げます。

私からは以上でございます。

○議長（黒井 徹議員） 佐久間議員。

○8番（佐久間 誠議員） それぞれお答えいただきましたので、順に再質問させていただきます。正確に聞き取れなかった点もありますので、その際は改めて御指摘お願いしたいと思います。

それです、種子法廃止の関係であります、それぞれお答えいただきました。品種開発だとか研究だとか、当地の特に雪の多い土地でありますから、研究の立ちおくれも含めた、そういったことを国に求めていくということでもあります。考え

方的には一致しているのではないかというふうに思っています。

それで、再質問なのですけれども、今般の種子法廃止について、やっぱり論拠が矛盾しているということについて、これは国のやりとりなのですが、指摘しておかなければならないというふうに思っております。大手マスコミは、これまで主要農作物種子法についてほとんど取り上げてきておりませんでした。したがって、生産者も、ある意味国民も蚊帳の外に置かれた中で種子法が決められたというふうに思っております。

昨年10月6日に、たどりますと規制改革推進会議農業ワーキング・グループが唐突に主要農作物種子法の廃止を打ち出しまして、この提案から半年余りで廃止法案が可決されるという極めて乱暴な決め方でありました。とても慎重に論議を重ねたと言いがたい中で決められたということでありまして、特に先ほども臼田部長のほうで触れられておりましたように、民間の品種開発の意欲を阻害しているというために廃止をするのだというようなこと、それから生産資材については高価格体質を理由にして規制改革を迫っているのですが、種子については公的種子の低価格が問題だというふうに言っているわけです。極めて論拠が矛盾する、この点についての本市の受けとめ方について改めて伺いたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 臼田経済部長。

○経済部長（臼田 進君） 種子法の廃止についてであります。私どもも経済部所管として農業新聞なども購入をさせていただいておりますので、そういったものを通じながら情報が流れてきたという状況であります。

私どもの受けとめということでもありますけれども、実は平成28年11月に農業者の所得向上を目指して政府が決定をした農業競争力強化プログラムというのがございます。この中では、生産者の所得向上に向けてということで、生産資材価格形成の仕組みの見直しをするのだというのがうた

われてございます。この中で国は、国内外の生産資材の生産、流通、価格などの状況を把握し、公表することですとか、あるいは民間活力を最大限に活用しながら、生産資材の安定供給と価格の引き下げなどを通じて、農業者はもとよりでありますけれども、生産資材の関連産業の競争力の強化も図っていききたいと、そういった考え方を示しております。議員が質問に上げられております種子、種苗についてもその生産資材の一つとして位置づけ、今後取り組みがされていくということだと思っております。今回の種子法の廃止についてでありますけれども、その農業競争力強化プログラムの具現化に向けての施策の一つとして取り組まれていくものでありまして、肥料や機械など他の生産資材とあわせて民間との連携による合理化、効率化などを通じまして価格の低減や、あるいは適正化が図られていくものだと、そのような受けとめをしているということで御理解いただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 佐久間議員。

○8番（佐久間 誠議員） 特に私は、心配しているのはやっぱり今ちょっと触れられたのですが、地域農業への影響としては種子価格の高騰が非常に懸念されるということで考えております。水稻種子調べてみたところ、現在国内品種で300種類ほどあるそうであります。民間の開発した品種としては、日本モンサント社のとねのめぐみ、三井化学のみつひかりなどがあるわけなのですけれども、20キロ当たりの生産者渡し価格がとねのめぐみで1万7,280円、みつひかりで8万円ということです。それで、一方で公的機関で開発した福井県のコシヒカリは、同じ20キロ当たりの生産者渡し価格が7,920円、そして北海道のきらら397、これは同じ20キロで7,100円という価格で生産者に渡されると。だから、種子というのは先ほども申し上げましたように最も基本的な生産資材でありまして、この価格が上がればおのずと再生産品にはね返されると。おのずと米

価が上がっていくのではないかというふうに懸念しているわけであります。この辺についてちょっと考え方ありましたら、お答えいただきたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 白田経済部長。

○経済部長（白田 進君） 今米を例として民間と公的機関の生産費といえますか、コスト等について紹介をいただいたということであります。ここはちょっと推測になりますので、あれですが、公的機関については法整備以降、あるいはそれ以前からなのかもしれませんが、技術等について、いわゆる知的財産の積み重ねがあるということも一つの要因となって、恐らく民間サイドよりも安い価格で提供ができる体制が構築されてきたのだろうというふうに推測をしております。私どもも求めるところについては議員と同じ考えで、まずは良質な種子が安定的に供給されるというのが最大の優先すべき課題だというふうに思っておりますし、その供給に当たってはやはり安いばかりがいいというふうに思いませんけれども、適正な価格でしっかりと提供されるということが必要だというふうに思っておりますので、冒頭の答弁の中で申し上げましたように、そういった体制が継続されるように国に農業施策の継続について求めていきたいと考えておりますので、御理解いただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 佐久間議員。

○8番（佐久間 誠議員） 安定供給ということであります。私もそのとおりだというふうに思っております。

それで、北海道ではこれまで種子の関係についてはJAに委託をします。そして、JAは種子栽培農家に委託をして、これまで安定した種子の供給に努めてきたということであります。それで、公的研究機関の、それから地道な研究の中で、優良品種の普及を図ってきたというふうに私は思っております。それで、私がちょっと心配しているのは、政府の言う種子法が民間の品種開発の意欲

を阻害しているということから考えると、民間という中には国内の品種開発を目指す民間企業のみでなく、遺伝子組み換え作物の種子を販売している、いわゆる多国籍企業、ここも今後含まれていくのではないかというふうに考えるのですが、この辺についてどのように考えているかお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 白田経済部長。

○経済部長（白田 進君） 多国籍企業の参入についての懸念ということかというふうに思います。現段階で民間、事業の参入については当然表記はされておりますけれども、それが国内企業に限定されるのか等については今のところ私ども文言等としては確認ができていない状況にあるということでありますけれども、先ほどの申し上げました農業競争力強化プログラムにおきましては、国はこの種子、種苗については国家戦略、知的戦略として展開、供給体制を構築するというのが明記されておりますので、そういった考え方から施策が進められていくものだというふうに認識をしておりますので、いずれにいたしましても今後この法廃止に伴って詳細が示されてくると思っておりますので、注意深く監視というか、注意を払っていきたいと思っておりますので、御理解いただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 佐久間議員。

○8番（佐久間 誠議員） まだ確認されていないということなのですが、私は流れから見て今回の種子法廃止というのは外資からの圧力に屈したのではないかと、そのように映ってならないわけです。懸念しているということであります。

それで、遺伝子組み換え種子と食の安全の関係に入りますけれども、多国籍企業、先ほどちょっと触れたのですが、さまざまな遺伝子組み換え作物の種子を開発しておりまして、知らないうちに食べさせられているというものが最も怖いわけであります。消費者が判断して遺伝子組み換え食品を避けることができる表示制度、先ほどお答えい

ただきましたけれども、大切なことだというふうに私は思っております。

それで、輸入した遺伝子組み換え作物を原料とした家畜飼料についての安全性、先ほどの法律の中でちょっと触れられておりましたけれども、ここについて質問したいのですけれども、オランダだとか韓国における、殺虫剤成分フィプロニルが卵だとかふんだとか鶏肉、これから検出されまして、消費者の不安感が強まっているというふうに海外メディアが報じておまして、この原因の詳細は伝えられていないわけですが、国内における輸入家畜飼料の最近の成分分析だとか検査等どのように行われているのか、後学のためわかる範囲でお知らせいただきたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 白田経済部長。

○経済部長（白田 進君） 輸入飼料の安全性の確保という視点でどのような取り組みが行われているかということだと思いますが、基本的には飼料の安全法と食品安全基本法がございますので、この法に基づいて全てに問題がないものについて国内で流通するという、そういう仕組みになっているということでもあります。少し具体的に申し上げますと、輸入飼料の家畜に対するリスクの評価ということでは、これは農林水産省の農業資材審議会というのがございますが、ここで飼料の残留農薬ですとか重金属あるいはカビ毒などについて検査を行っているということでもありますし、さらに遺伝子組み換え飼料についてはこれに加えて内閣府の食品安全委員会というのがございますが、ここにおいて遺伝子組み換え飼料または添加物を家畜が摂取をし、そこで生産される畜産物の人への健康の影響について評価が行われるということでありまして、飼料については農水、さらには遺伝子組み換え飼料については農水、さらには内閣府ということで、それに応じて必要な検査を行っているということでもあります。いずれにいたしましても、各検査機関で家畜あるいは人に影響がないという評価が行われたものについて流通をして

いるということで御理解いただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 佐久間議員。

○8番（佐久間 誠議員） 日本の卵の自給率は96%ということでもありますから、余り私は心配していないのですけれども、時間ないので、次に移らせていただきたいと思っております。

それで、日本の種子保全のための取り組みということですが、食料の安全保障上の観点と種子は世界の人類のものなのだという考え方に立って、意識的に公的な機関がかかわって種子の国外流出防止に努めるだとか、あるいは優良種子の開発などに携わってきた研究機関を今後もなくさせないということだとか、それから有機農法、自然農法などで育種したものや、それからこれまで営々と引き継がれてきた国内の種子について、地域で保全を進めていくべきではないかというふうに思っておりますが、このあたりについてお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 白田経済部長。

○経済部長（白田 進君） 種子の保全という視点からの御意見だというふうに思っています。国内では、在来種などについて古くから存在するものについては有機栽培などの自然な環境で保全がされて、伝統的な食文化とともに守られている状況にあるというふうに思いますし、国のほうでも日本農産品の品質ですとか特色などをブランド化として、例えばJASの規格ですとか地理的表示などを使って知的戦略として保存していく必要があるだろうという考え方も示されているところがあります。ちなみに、本市においてということもありますけれども、今言われたような在来種などの事例については確認ができておりませんので、これまでどおり安定生産に取り組めるように種子の供給体制の維持を求めてまいりたい、そのように考えているところでございます。

○議長（黒井 徹議員） 佐久間議員。

○8番（佐久間 誠議員） これはお答え要らないのですけれども、ぜひ国内法令の再整備、ここ

を訴えていただきたいと思っています。

それで、特に種子法の廃止によって農家が自主採種をすることの権利を盛り込む必要がある。これ海外では裁判になっておりますから、いわゆる遺伝子組み換えのものが入り込んで。だから、当然農家が自家採種をすることの権利を盛り込む、あるいは遺伝子組み換え作物を使った食品の全ての表示、先ほどもちょっと触れているのですが、特にEUでは家畜の飼料にもこれは遺伝子組み換え作物の使用の表示義務があるということで、今度輸出する段階になるとこれははっきりすると思うのですが、こういういわゆる遺伝子組み換え作物についても飼料についてもやっぱりちゃんと表示義務があるのだと。それと、ポストハーベストフリー、いわゆるPHF、収穫時に農薬散布しないで保管している農作物だとか、それからノンGMOということで、いわゆる遺伝子組み換えしていないものの分別流通システムの厳正化、ここについてやっぱりきちんと国内の食料安全保障の観点から訴えていくべきだろうというふうに考えているところであります。

次に、日EU、EPA合意と地域農業、酪農、畜産業支援について入っていきますが、再質問なのですが、地域にはワイン農家もおりますし、それから新規就農で夢を持って酪農経営に入った方もおります。チーズなど乳製品の加工販売を頑張っている方もおります。豚肉も部位によって低廉なものが入ってくるというふうに言われております。私は国策に翻弄されてはならないというふうに思うのですが、行政や、特に地域でできる応援について伺いたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 臼田経済部長。

○経済部長（臼田 進君） 地域には、意欲を持って就農いただいた方がおられますし、就農後についても加工などを含めて精力的に取り組んでいただいている農家さんが多数いるということで私も認識しております。今例としてワインのところがありましたけれども、このワインについては

関税等の撤廃が盛り込まれておりますので、そういった意味では条件的には少し厳しくなるかと思えますけれども、ただ自家栽培のブドウによってワインをつくっているということもありますし、地元を含めて非常に好評を得ているものでありますので、ブランド化することによってそれらの影響については少なくおさめることができるのではないかなというふうに考えているところではありますけれども、いずれにしても私どもも地産地消ですとか、あるいは6次産業化の視点も持ってくださいますので、そういった意味からさまざまな機会を捉えながら、コマーシャルをするなど応援の体制を構築してまいりたいと考えておりますので、御理解いただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 佐久間議員。

○8番（佐久間 誠議員） わかりました。ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

乳価下落への影響と補給金制度の関係では、先ほどお答えいただきました。ぜひ酪農家が困らないような、あるいは畜産業全般の振興に結びつけるように働きかけを強めていただきたいと。それともう一つは、自給飼料です。飼料を国内でつくる、自前でつくるという、こういう施策も国のほうでも一定進めておられるようでありますから、ぜひその強化について国、道など関係機関に働きかけていただきたいというふうに考えております。

次に、時間もないので、名寄市の除排雪の関係でちょっとお伺ひしたいというふうに思っています。それで、先ほどそれぞれお答えいただきましたけれども、今住宅的にはどちらかというところユニバーサルデザイン、そちらのほうを進めているのだよということだとか、それからあとシルバーハウジングでは除雪費も実は取られているのだと。共益費というか、そういう中なのかなというふうに思いましたけれども、お答えありました。それで、私はやっぱり今高齢化が進行してきている中で、一定の判断ができるうちに、受け皿がそろっていれば、それこそ持ち家の整理だとか、譲渡だ

とか、処分だとか、行政にもほかの人にも迷惑をかけないでスムーズな移転も可能となるし、住み続けられる環境となるのではないかというふうに考えているところなのですが、市営住宅の関係で、実は私もいろいろ回っていますと、80歳になろうという方が独居で暮らしているわけです。そして、年金もわずかで、そしてその中から実は市営住宅の棟ごとに除雪費を集めて業者に払って雪捨てをしてもらっているのだと。近年古くなった市営住宅からの退去者が非常にふえているということで、空き室が多くなるとこれは残った者で、居住者で負担をするという、割り勘ですから、棟ごとに割り勘のお金を集めて除雪業者に払うということなのですけれども、防災上、保安上の観点からいうと空き室の部分は市の応分の除雪に対する手だては必要ではないかというふうに思っていますので、この辺についてちょっとお答えいただきたいと思えます。

○議長（黒井 徹議員） 天野建設水道部長。

○建設水道部長（天野信二君） 今議員から再質問いただきました。御存じのとおり、公営住宅というのは低廉な家賃ということで、その収入の制限なども含めて要件を満たす方に提供させていただいております。そして、なおかつ居住されている方々の協力、御負担等々で、先ほどお話しありました除排雪等々の対応をいただいているのが御指摘のとおりだというふうに思っています。除排雪、公営住宅にお住まいの方を初め本当に多くの皆さんが御苦労していただいて、力を寄せ合って、その作業に協力いただいているのだろうというふうに思っています。公営住宅の集合住宅の場合ですけれども、おおむね玄関先、2カ所なり3カ所が仮にあればその部分、また駐車場の除排雪、当然これまた入居される方が車を持ち、そうでない、いろいろなケースがあるかというふうに思っています、そういったそれぞれの公営住宅のさまざまな違いもあるかもしれませんし、その中で私ども管理者としてそういった部分に入り込

んで采配を振るうというのは、他の全体的なバランスや一般住宅にお住まいの方々のことを考えますと、現実的にはやはりあくまでもお住まいの方々の協力で対応いただければというふうに御理解をいただいて、今日まできているのではないかなというふうに思っています。高齢者の方にしてみれば、そういった御負担も年々重たいものがあるというふうに思っておりますけれども、空き家といたしましても当然平家では屋根の雪おろしなどは一応させていただきますが、集合住宅についてはその対応というのはかなり困難なものだというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（黒井 徹議員） 佐久間議員。

○8番（佐久間 誠議員） 時間がなくなったので、最後に市長にお伺いしたいと思えます。

除排雪体制の改善施策については、近隣6市町を私も回らせていただきました。それぞれ工夫されて、特色ある取り組みについて学ばせていただきました。これらについて6月に経済建設常任委員会で報告しているところなのですが、名寄市に住み続けたい、しかし高齢で泣く泣くまちを離れざるを得ないという市民が住み続けられる生活環境、さらには特別豪雪地帯である本市の子供たちの通学時を初め日常の雪による事故から市民を守るための一層の生活環境整備の今後のお考え方、決意についてお伺いして、私の質問を終わりたいと思えます。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 佐久間議員からの除排雪にかかわって総合的な見解のお尋ねがございました。言うまでもございませんけれども、我々この地域、北の大地で生活をしておりまして、これは先人の開拓の時代から冬の生活というのは大きなテーマでもあり、そしてその中で並々ならぬ先人の皆さんも御苦労と、あるいは御努力と知恵を絞って現在の冬場のスタイルが構築をされているというふうに理解をしております。北海道の中でも

我々の地域は豪雪地帯でありまして、その中でもさまざまな知恵を絞りながら、現在も施策を展開しているわけでありまして、除排雪についてはもうこれでよしという決定打はなかなかやはり見出せず、試行錯誤の連続であろうとも思っております。そのような中で、現在少子高齢化あるいは過疎等の問題について、それぞれの自治体でもまた同様の状況であるというふうにも考えております。さらには、現在の除排雪の機械による手法についても、かき分け除雪でありますとか、積み込みの運搬排雪、こうしたものは歴史的にもある程度確立された手法でありまして、抜本的な除雪水準の向上についてはなかなか難しいというふうに考えております。しかしながら、先ほども部長からもそれぞれ答弁させていただいておりますけれども、可能な部分については現在も実施しておりますし、また実施していくように担当のセクションに指示はしております、近隣自治体との情報交換も行いながら、さらなるよりよい除排雪について実施をしてみたいと考えております。

今年度は、岩見沢市の道路除排雪担当と福祉部門の担当が来市をされまして、当市のダンプ助成の概要あるいは福祉除雪助成券、除雪サービスの概要等について確認をされていかれました。除排雪について、従前では道路は道路部門、道路から玄関までが福祉部門と、さらには屋根の雪はどこも所管がないということで地域でと、こういったような縦割りがあった部分は否めないところでありまして、このことについては冬の環境整備の向上について横断的に議論を継続をしながら、よりよい冬の生活を確保できるように研究を重ねてまいりたいと考えておりますので、改めてまた御提言、御指導いただければと思います。よろしくお願いたします。

○議長（黒井 徹議員） 以上で佐久間誠議員の質問を終わります。

13時30分まで休憩をいたします。

休憩 午後 0時18分

再開 午後 1時30分

○議長（黒井 徹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

冬季スポーツ拠点化事業の推進と展望について外2件を、東川孝義議員。

○9番（東川孝義議員） 議長より指名をいただきましたので、通告に従いまして、3件、10項目について順次質問をしてみたいと思います。

最初に、冬季スポーツ拠点化事業の推進と展望について伺いをいたします。名寄市は、積雪寒冷の地であり、降雪、着雪が早く、良質な積雪が確保され、冬季スポーツには恵まれた自然環境にあります。その自然環境や施設環境の強みを生かした中で、平成27年度の名寄市まち・ひと・しごと創生総合戦略において冬季スポーツ大会の開催誘致の推進に向けて冬季スポーツ拠点化推進プロジェクトが進められております。また、この計画は名寄市総合計画第2次においても重点プロジェクトとして位置づけられ、新規事業を含めて着実に推進されてきております。

具体的な推進に向けては、昨年4月に教育部組織にスポーツ・合宿推進課を新設し、リレハンメル冬季五輪ノルディックスキー複合団体金メダリストの阿部雅司さんをスポーツ・合宿推進課の特別参与、スポーツアドバイザーとして招聘し、市内のさまざまなイベントの企画やみずからも参加しての活動は、名寄市民の方にも理解が深まっていると思います。中でも昨年に引き続き今月の15日から4日間にわたり実施されましたウインタースポーツコンソーシアム競技会は、ジュニアの選手の発掘、強化に向けて当市で開催をされたということは、スポーツ拠点化事業を推進する上で大きな弾みになると思います。また、ことしの4月には日本に6名しかいないスポーツトレーニングの専門資格を持つ豊田太郎さんを迎えたことは、今後の推進に向けて大きな励みになると思いますし、期待をしているところであります。

そこで、小項目の1番目、各種大会及び合宿誘致について、小項目の2番目、ジュニアの育成強化について、関連がありますので、あわせてお伺いをいたします。冬季スポーツ拠点化事業の推進に向けて、各種大会を含めた合宿誘致事業は、スポーツによる交流人口の拡大並びに地域経済の活性化に大きな効果があると期待をされます。そこで、ことし2月に発足をしました官民連携を進めるなよろスポーツ合宿誘致推進協議会の活動、またスポーツコミッション協議会設立に向けての将来像を含めてお伺いをいたします。

また、先般報告を受けましたまち・ひと・しごと創生総合戦略の事業評価において、合宿受け入れ人数は4,100人の推進値に対して、実質値は6,020人と前年を大きく上回る実績でありました。しかし、合宿受け入れ増加に伴う冬季スポーツ施設の充実、また総合評価においては指導体制や環境は整備されているものの、市民の盛り上げりを充実させる取り組みが重要との課題も指摘されており、今後の推進に向けての対応をお伺いをいたします。

また、ジュニアの発掘と指導者の確保ですが、先ほども申し上げました昨年4月に阿部雅司さん、そしてことしの4月には豊田太郎さんをお迎えをしてスポーツ・合宿推進課の皆さんとの連携により基本的なメニューの体制は整ったと思いますが、今後指導者の人材確保、育成に向けてどのように進めていこうとされているのかお伺いをいたします。

次に、小項目の3番目、庁内組織の連携についてお伺いをいたします。昨年4月より組織機構が一部変更になり、スポーツ・合宿推進課と交流推進課との連携はどのように進められているのか、また名寄市総合計画第2次の重点プロジェクトにおいて冬季スポーツ拠点化プロジェクトは3部門での連携となっておりますが、具体的な取り組み状況についてお伺いをいたします。

次に、小項目の4番目、名寄市の将来を展望し

てお伺いをいたします。冬季スポーツ拠点化事業は、名寄市の将来を占う重要な事業の一つであると考えます。今後市民一体となった取り組みに向けて、よりの確な情報の発信はもとより、市民の健康づくり、いわゆる皆スポーツの振興を含めた考え方についてお伺いをいたします。

また、スポーツ・合宿推進課がスタートして1年半が経過をいたしました。中長期の展望についてお伺いをいたします。

次に、大項目の2番目、市道の維持管理についてお伺いをいたします。当市の道路整備計画は、高規格幹線道路、広域幹線道路、幹線道路、生活道路、市道の維持事業に区分され、事業規模が大きいことから国並びに北海道の補助金のウエートも高く、その年度の予算配分により事業内容も大きく左右されていると思います。ことし4月の議会報告会でも市民の方から強い要望のありました道路整備の現状と今後の推進計画についてお伺いをいたします。

小項目の1番目、市道の舗装、未舗装の現状ですが、現在当市の市街地内道路は153.2キロメートルにわたり管理され、平成26年度の舗装率は名寄地区で67%、風連地区で86%、全体では約70%になっておりますが、平成28年度末での舗装率についてお伺いをいたします。また、未舗装道路の維持管理についてはどのように行われているのか、あわせてお伺いをいたします。

次に、小項目の2番目、工事発注の現状についてお伺いをいたします。簡易舗装道路や防じん道路では、雪解け後凍上並びに陥没が発生をしております。一定の時期になると補修箇所が表示が行われますが、実際の工事にはかなりの時間を要しております。市民の方からは、もう少し早く工事ができないかとの問い合わせがあります。そこで、融雪後の状況確認と工事発注の現状についてお伺いをいたします。

次に、小項目の3番目、今後の計画的な事業推進についてお伺いをいたします。生活道路を含め

た市街地道路舗装率について、名寄市総合計画第1次での進捗率は当初計画よりおくれております。総合計画の第2次では、今後10年間で5%の舗装率向上が計画をされておりますが、舗装率と指導の適正な維持管理事業、いわゆる防じん処理、路面整正、砂利散布などを含めた考え方についてお伺いをいたします。

次に、大項目の3番目、観光振興計画の推進についてお伺いをいたします。名寄市観光振興計画は、第1次の後期基本計画の具体的な戦略に基づき、平成29年度からは総合計画第2次とあわせて計画が策定をされております。

そこで、小項目の1番目、計画推進に向けてのチェック体制についてお伺いをいたします。観光振興計画は、長期的な視野で目標が設定されており、平成24年度から平成28年度までの後期5年間は播種期から育成期、開花期、そして収穫期という位置づけで進められてきましたが、事業推進に対する評価をどのように受けとめ、見直しに当たり名寄市観光振興計画市民検討委員会での論点も含めてお伺いをいたします。

また、観光振興計画では観光入り込み人数が一つの目安となります。平成27年度の北海道の観光入り込み人数は5,477万人と過去最高となっておりますが、名寄での観光入り込み人数の推移についてお伺いをいたします。

次に、小項目の2番目、資源の活用とストーリー性の創造についてお伺いをいたします。今回の計画では、戦略事業の推進に向けて3つの基本事業と6つの計画事業が定められております。当市は、観光資源が多いことはよいことだと思いますが、個々の取り組み推進に向けては集客を含めて力が分散をしてしまう傾向にあるのではと考えられます。計画の目的を達成する仕組みづくり、いわゆる的を絞った取り組みで、具体的にこれをこうしてこうすればできるという基本的なスキームづくりについてお伺いをいたします。

また、資源を活用した体験とか感動を与えるス

トーリー性も重要であり、戦略、いわゆる目標と目的、そして戦術を見きわめた取り組みについてお伺いをいたします。

次に、小項目の3番目、広域連携での取り組みについてお伺いをいたします。現在道北地域において天塩川シーニックバイウェイ、自転車ツアーのTEPPEN-RIDE、きた北海道エコ・モビリティ事業など道北の自然を生かしたアウトドア観光が企画をされておりますが、なよろ観光まちづくり協会と行政との連携はどのように進められているのかお伺いをいたします。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） ただいま東川議員からは、大項目で3点にわたり御質問をいただきました。大項目1については私から、大項目2は建設水道部長から、大項目3は営業戦略室長からの答弁となりますので、よろしく願いいたします。

大項目1、冬季スポーツ拠点化事業の推進と展望についてお答えいたします。初めに、小項目1の各種大会誘致及び合宿誘致支援についてですが、冬季スポーツ拠点化事業における各種大会誘致については、地方創生推進交付金実施計画のKPIでは、平成28年度から平成30年度までに全国規模の新規冬季スポーツ大会を3大会誘致することを目標としております。また、合宿誘致については、平成30年度までに年間5,050人の合宿者の受け入れを目標としているところであります。本年2月には、各種大会や合宿の誘致を推進するためになよろスポーツ合宿誘致推進協議会を設立し、地域の人材、自然、施設環境をセールスポイントとして協議会を中心に競技団体や旅館業組合などと連携を図りながら誘致活動を推進しており、現時点ではいずれも計画どおりKPIを達成しているところであります。

また、協議会では地域資源を生かしたジュニア育成、スポーツ産業の創設などにも取り組んでおり、これらの取り組みを有機的に結びつけ、地域

経済への波及や雇用創出を生み出し、さらには地域一体となったスポーツの振興による地域づくりにつなげていくこともテーマにしなが、各種事業を推進しているところです。今後は、協議会での取り組みを通じて総合戦略で掲げたKPIの達成を目指すとともに、協議会組織からスポーツコミッションへの移行も視野に入れながら、さまざまな事業が柔軟に展開でき、かつスピーディーに取り組める組織へと発展させていきたいと考えております。

次に、小項目2のジュニア育成の強化についてですが、冬季スポーツ拠点化事業では大会や合宿の誘致などにより経済効果や雇用創出につながる取り組みを進めていますが、地域の子供たちがスポーツに親しみ、スポーツで活躍する選手になること、さらには生涯にわたりこの地域でスポーツとかかわりながら暮らせる環境をつくることが本事業を推進していく上でとても重要だと考えております。このため、なよろスポーツ合宿誘致推進協議会では、ジュニア育成に関する事業として地元少年団との合同合宿などジュニアの育成に貢献してくれる合宿者に対する支援、またジュニア育成の鍵となる指導者養成を戦略的に実施しており、今年度は全8回シリーズによる指導者養成プログラムに着手するところでもあります。さらに、本年12月にはフィンランドのボカティオリムピックトレーニングセンターからノルディックスキーのコーチを招聘し、指導者のレベルアップを図るなど高い水準の技術やコーチングを学べる環境を整えることにはより、ジュニアの発掘、育成や指導者養成につなげたいと考えております。

次に、小項目3の庁内組織の横断的な連携についてですが、昨年4月にまち・ひと・しごと創生総合戦略における冬季スポーツ拠点化事業を推進するため、教育部スポーツ・合宿推進課を新設しました。また、庁内の横断的な連携を図るため、総務部企画課及び経済部営業戦略室に兼任職員を配置するなどしております。さらに、今年度から

スタートしました第2次総合計画では、総合戦略との整合性を重視して、戦略的かつ重点的な取り組みを図るために、3つの重点プロジェクトを設定しました。重点プロジェクトの実施に当たっては、他部局との連携をより一層図り、効果的、効率的に事業が推進できるよう体制づくりに努めてまいります。とりわけ冬季スポーツ拠点化事業の具体的な取り組みとしては、健康福祉部と連携し、子育て支援につながる親子で楽しもう！阿部雅司のトーク&スポーツの開催や経済部との連携によるモチ米アスリート食の研究に取り組んでおります。また、名寄市立大学コミュニティケア教育研究センターとの連携では、東風連地区町内会のスポーツによる健康づくり事業に取り組むなど、地域との連携も図りながら各種事業を推進しているところでもあります。今後も冬季スポーツ拠点化事業が幅広く展開できるように職員の事業に対する理解と意識を高め、庁内組織の連携を強化して取り組んでまいります。

次に、小項目4の名寄市の将来を展望してについてですが、本市では第2次総合計画やまち・ひと・しごと創生総合戦略において新たな地域の活性化策としてスポーツに着目した施策を展開しております。特に冬季スポーツ拠点化事業では、JOCジュニアオリンピックスキー大会やウインタースポーツコンソーシアム事業ローラースキー競技会などの開催においては、競技関係者だけではなく、市民のボランティアによる手伝いや選手への応援など市民と一体となった取り組みになるよう努めております。このことは、市民のスポーツに対する関心を高めるとともに、施策の推進に対する理解を深めることになり、総合計画の将来像に掲げている「自然の恵みと財産を活かしみんなで作る育む未来を拓く北の都市・名寄」の実現につながると考えております。また、市民に各種取り組みを浸透させるためには情報発信も重要であり、平成24年度に実施した名寄市民のスポーツ環境とスポーツ意識調査の結果に基づき、広報

なよろや新聞媒体による情報発信を積極的に行っているところであります。さらに、施策を推進していくために、冬季スポーツのアスリートが集まるまちへ、スポーツになれ親しんだ健康な市民が暮らせるまちへ、この2本の柱をスローガンとして事業を展開しております。

本市には、世界に誇れる雪資源、活躍が期待できるジュニアアスリート、集約化された冬季スポーツ施設、医科学サポートが可能な機関があります。この恵まれた4つの基盤を生かして冬季版ナショナルトレーニングセンターの誘致を目指しております。また、トレーニングセンターはトップアスリートの受け入れだけではなく、地域の子供たちもサポートを受けながら世界で活躍するアスリートに成長できる環境も築き上げたいと考えており、国や道、日本スポーツ振興センターなどの関係機関としっかり連携を図り、地域としても有効に活用できるよう要望してまいります。今後においても市民の皆さんとともに各種事業に取り組みながら、一人でも多くの市民から施策に対する理解が得られるよう努め、冬季版ナショナルトレーニングセンターの誘致など、大きな目標ではありますが、その実現に向けて取り組んでまいりますので、議員皆さんの御理解と御協力をお願いいたします。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 天野建設水道部長。

○建設水道部長（天野信二君） 私からは、大項目2、市道の維持管理について答弁いたします。

初めに、小項目の1、市道の舗装、未舗装の現状について申し上げます。平成28年度末現在市内の市街地の道路延長は、名寄地区においては130.9キロメートル、風連地区においては22.3キロメートル、両地区合わせまして153.2キロメートルとなっています。この平成28年度末における市街地道路の舗装率は、名寄市街地では67.9%、内訳として本舗装は22.2%、簡易舗装は45.7%であります。風連市街地区では80.0

%、内訳として本舗装は20.2%、簡易舗装は66.8%でございます。また、両地区を合わせました名寄市街地全域では70.7%、うち内訳として本舗装は21.9%、簡易舗装は48.8%となり、合併後の第1次総合計画スタート時点となります。平成18年度当初より5.2%増、延長8.1キロメートルの進捗となっており、残りの29.3%、延長にして44.9キロメートルにつきましては、防じん道路でございます。

市街地の未舗装道路であります防じん道路の維持管理については、毎年現地調査した上で名寄地区を3ブロック、風連地区を1ブロックとして防じん補修や穴埋め等の工事を発注しております。郊外の砂利道路については、名寄地区で年2回、風連地区で年1回グレーダーによる路面整流を行う業務を発注しております。また、砂利道路の砂利が大雨等により流された場合には、適時砂利散布を行い、補修しております。

次に、小項目2、工事発注の現状について申し上げます。道路改良舗装工事の発注については、国土交通省所管である社会資本整備総合交付金を活用し、毎年継続して行っております。年度当初に国に対し工事の申請手続きを行い、事業認可が決定された時点で事業費の配分も決定されます。その後業者への情報提供となる縦覧期間を経て入札の運びとなることから、時間を要することとなり、工事の発注時期は6月初旬ごろになっている現状であります。

また、道路の融雪後の状況確認等の対応については、日常の職員のパトロールや市民の皆様からの情報、また今年度より取り組みました町内会からの道路ふぐあい箇所の要望一覧をもとに状況を確認しているところであります。道路面が凍上現象により持ち上がり、凹凸となる道路については、融雪後の早い時期に補修をしてほしいという多くの要望をいただいておりますが、凍上がおさまる暖かい時期に施行しなければ、凹凸の箇所が特定できず、再度手直しの事業費がかかることになる

ため、舗装補修工事では毎年4月下旬に発注しておりますが、施行時期については6月初旬ごろからになってしまいます。発生する道路面の凹凸には大小がございますが、少なからず車両の通行に影響が出ることとなり、市民の皆様から連絡をいただいた場合は直ちに現地を確認して、経過観察の中、または危険な状況であれば注意喚起看板の設置や合材、砂利での穴埋め等の応急的な対応を行っております。

次に、小項目3、今後の計画的な事業推進に向けてを申し上げます。市道の維持管理については、限られた予算内ではありますが、舗装補修や防じん処理、砂利道の路面整正、砂利散布、草刈りなどを毎年行っている状況でございます。また、町内会などの協力のもと、道路愛護団体による草刈りも行っております。市民の皆様からの要望の多い案件であることから、引き続き維持管理に努めてまいりたいと思います。

第2次総合計画の10カ年で市街地内道路の舗装率5%の向上を目標として社会資本整備総合交付金事業の活用により道路整備を行っており、毎年継続して国に事業要望しております。しかし、昨今の国の情勢により事業費要望額に対して採択率が低い状況となっていることから、道路の施行事業量が減少し、舗装率の進捗が計画どおりに進めることができている状況でございます。また、舗装率の向上には関連しませんが、既に舗装済みである老朽化した舗装道路の道路改築の事業化も模索しているところであります。道路整備を進捗させることにより、道路の安全性や利便性が向上することはもちろんですが、道路の凍上対策や雨水対策、除排雪の作業性の向上等効果もあることから、各地域より多くの要望をいただいております。今後も引き続き社会資本整備総合交付金や地方債の活用、市の単独予算の有効活用を模索しながら、舗装率向上に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 水間営業戦略室長。

○営業戦略室長（水間 剛君） 私からは、大項目3、観光振興計画の推進についてお答えさせていただきます。

まず初めに、小項目1、計画推進に向けてのチェック体制について申し上げます。本市の観光振興計画につきましては、第1次総合計画後期基本計画の観光分野におけるアクションプランとして計画を策定し、平成24年度から具体的な戦略事業を定めております。昨年度新たに第2次総合計画が策定されるに当たり、名寄市観光振興計画については上位計画を補完する具体的な施策を定めることとしていることから、時代の変化に対応するべく、戦略事業の一部を見直し、さらには計画の目標値についても新たに外国人宿泊延べ数を加え、当計画の完成期の取り組みとして今年度から事業を進めております。

これまで計画に掲載されている各種戦略事業につきましては、なよろ観光まちづくり協会、風連まちづくり観光を中心にオール名寄体制での観光組織であります名寄市観光交流振興協議会が事業を企画、立案し、推進してまいりました。各年度における事業評価につきましては、名寄市観光交流振興協議会の各部会、総会において検証を行ってまいりましたが、客観的な視点からの事業検証として名寄市観光交流振興協議会構成団体以外の市民から構成された組織による検証は行ってきませんでした。昨年度本計画の見直しを行うため、建設、農業、商工業、福祉、教育関係等さまざまな分野から構成された10名の方々を名寄市観光振興計画市民検討委員として委嘱し、5回にわたり委員会を開催しました。これまでの取り組みの検証、戦略事業、計画目標値に対する検討を行ってまいりました。今後は、この市民検討委員会において当該年度の事業評価をしていただく予定でおります。

続いて、観光入り込み客数につきましては、北海道における観光入り込み客数につきましては、国際定期便の新規就航や増便、査証発給要件の緩

和、各種プロモーションによる需要喚起などから、訪日外国人の来道者数の増加もあり、平成27年度には過去最高の5,477万人を更新しております。平成28年度は、3月の北海道新幹線の開業、8月に新設された山の日の祝日など旅行需要の伸びは見られたものの、5月のゴールデンウィークや6月は天候に恵まれず、さらには8月から9月にかけて発生した台風等により、鉄道路線の運休や幹線道路の通行どめが続いたことなどから、5,466万人と若干の減少となりました。本市の観光入り込み客数は、道立サンピラーパーク、道の駅もち米の里☆なよろ、なよろ市立天文台きたすばるなどの観光教育施設の整備や映画「星守る犬」の公開などもあり、平成23年度には60万6,000人の観光入り込みがありました。その後台湾交流の開始や冬季スポーツの全国規模の大会開催など観光以外の側面でも交流人口拡大へ向け取り組みを進めてきましたが、映画公開効果が薄れてきたこと、イベント、ひまわり観光時の悪天候などにより観光入り込みの伸びはなく、平成28年度の観光入り込み数は48万5,000人となっております。

本計画では、効果的な事業を推進することにより観光入り込み客数の増加を目標とし、平成27年度の47万4,000人に対し、年次5%増の61万6,000人を最終年度である平成33年度の目標値と再設定させていただきました。さらに、2020年の東京オリンピックへ向け、さらなる増加が予想される外国人宿泊延べ数についても最終年度の目標として1,635泊を新たに計画の目標値として定めさせていただきました。

次に、小項目2、資源の活用とストーリー性の創造について申し上げます。名寄市観光振興計画は、名寄市総合計画の観光分野における具体的なアクションプランと位置づけていることから、名寄市第2次総合計画の基本目標Ⅳの地域の特性を活かしたにぎわいと活力のあるまちづくり、Ⅳの6の観光の振興との整合、調整を十分に図り、上

位計画を補完する具体的な施策として3つの基本事業、6つの計画事業、24の戦略事業を設定し、事業を進めることとしており、計画目標として交流人口の拡大を目指し、観光だけではなくビジネスやスポーツ、移住、定住などを目的とする入り込みも計画に含めております。今年度からの完成期へ向けた取り組みとして、時代の変化に対応した戦略事業に修正し、今後5年間で必要性が高いと想定される日進地区再整備、ひまわり、食、スポーツツーリズム、インバウンド、広域観光などを重点事業と位置づけさせていただきました。各事業におきましては、なよろ観光まちづくり協会、風連まちづくり観光、名寄市観光交流振興協議会などの観光組織が中心となり、事業の企画、立案から実施までを行い、実施後の検証を行う中で改善を行い、より効果的で本市を訪れる方々に満足いただけるような体制づくりを進めてまいります。

本市において数多くある資源の中で、他地域では体験できないメニューの開発など、専門家や地域の声に耳を傾けながら、資源を磨き上げ、ストーリーづくりをすることにより、本市を訪れる動機づけとなるよう進めてまいります。また、名寄市だけではなく、近隣を含めた広域市町村との連携により各地域の資源を結びつけ、地域相互の魅力を補い、高め合うことがストーリーの幅が広がっていくこととなります。今後は、道北地域の観光の要衝としての役割も担いながら、訪れる方々がまた訪れたいと思える観光地づくりを地域住民の皆様とつくり上げていきたいと考えております。

次に、小項目3、広域連携での取り組みについて申し上げます。本市にかかわる広域観光組織として、道北9市町村により構成される道北観光連盟、天塩川シーニックバイウエイ、平成28年度に観光庁から認定された日本のでっぺん。きた北海道周遊ルートなどが中心となり広域観光を推進しております。このほかに観光における広域連携の重要性から、上川地方観光連盟、あさひかわ観光誘致宣伝協議会、道北着地型観光プロモーショ

ン推進協議会、きた北海道エコ・モビリティ推進連絡会議など近隣市町村や道北地方を中心とした市町村と連携し、事業を推進しております。

道北観光連盟におきましては、なよろ観光まちづくり協会が事務局となり、9市町村での広域観光PR、イベントの実施、広域パンフレットの作成などを行っております。また、景観、観光、地域づくりを目的とした天塩川シーニックバイウェイでは、なよろ観光まちづくり協会が事務局となり、9市町村の観光協会、商工会、商工会議所と5つの団体により構成され、各自治体と連携しながら、地域の歴史、文化、自然、食などを生かした活動を推進しており、平成24年度に候補ルートが認定され、本年6月の審査委員によるルート視察を経て8月に本ルートの申請を行いました。現在道北観光連盟、天塩川シーニックバイウェイが中心となり、自転車、カヌー、フットパスやJR、バスなどの公共交通機関を移動手段としながら、自然風景や歴史、文化に触れ、御当地の食を味わい、そしてアクティビティーを遊ぶ旅としてきた北海道エコ・モビリティ事業を進めております。さらに、サイクリングに特化した旭川から稚内、宗谷岬までのTEPPEN-RIDEを実施するなど、サイクリストの受け入れ体制の整備も進められております。

平成28年度に観光庁により認定された広域観光周遊ルート、日本のてっぺん。きた北海道ルート。では、札幌から稚内までを結ぶインバウンドに向けた5カ年事業として開始され、本年度は地域における小型周遊ルートを構築する事業実施に当たり、本市と美深町が選定され、事務局のなよろ観光まちづくり協会が中心となり事業が進められることとなっております。今後も観光組織が中心となり、行政がサポートしながら広域連携によりメリットを生かし、観光客の滞在時間や宿泊数の増加へと導き、地域交流人口の増加による経済効果の拡大へ向けた取り組みを進めてまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 東川議員。

○9番（東川孝義議員） 余り時間ありませんけれども、限られた時間の中で再質問させていただきたいと思います。

最初に、今答弁をいただきました観光振興計画の推進ということについて再度質問させていただきたいと思います。最初の中でお話をさせていただいたのですが、非常に名寄には多くの資源があって、いろいろな取り組みができるという利点とあわせて、やっぱりどうも分散をしてしまうのではないかなということで、特にストーリー性という、あるいは感動だとか実感だとかという形の中で、今持っている名寄の資源、もっと有効に使った中で運用ができるのではないかなと。例えば前にも私お話をさせていただいたのですが、トマムの雲海、あれは本当にそのとき行っても必ず見られるとは限らないのですが、すぐお客さんが行かれているわけです。例えば名寄のサンピラー、ダイヤモンドダストをそこで見て、あるいは天文台に行くとか、やっぱりそういう一つのストーリーなり、あるいは個々に感動を与える、そのような取り組みについてどのようにお考えなのか、改めてお伺いをしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 水間営業戦略室長。

○営業戦略室長（水間 剛君） 御質問いただきました関係ですが、今さまざまな地域で取り組まれていますことが物から事への変革ということで、そういった物を見るだけでなく事を体験することを常に視野に入れてさまざまな体験メニュー等をそれぞれの地域で考えております。私どもも物から事へということの視点を持っていろんな観光メニューを考えることによって、事をするということによって感動をしていただける可能性が高いということで、それにストーリーを付随することによって、さらに体験していただいた方が感動していただけるという可能性が高いと思いますので、その物から事への視点というものをきちっと念頭

に置いてさまざまな観光の部分の検討をしてみたいと考えております。

○議長（黒井 徹議員） 東川議員。

○9番（東川孝義議員） ぜひ名寄にある有効な資源、今言われました物から事へという視点の中で新たな体制をつくり上げていていただきたいなというふうに思います。

それで、名寄の中にいろんな滝があって、名寄は日進橋のところからナイオロップの滝、あれは表示があるのですけれども、今回たまたま新聞で、上川総合振興局で名寄と美深の滝を回ろうというふうなイベントがあって、実はその前に私は比翼の滝にちょっと行こうかなと思ったのですけれども、入り口の看板がないのです。住友ゴムさんのタイヤテストコースに入って行って2キロぐらい行ったところに比翼の滝はこちらという看板があるのですけれども、実際にあそこに入って行く看板がないのです。管轄はどこだか、私もまだ最終的に把握はしていないのですけれども、以前は何か入り口にあったというふうなお話も伺っているのですけれども、この辺の管理についてどのようにされているのかお伺いをしたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 水間営業戦略室長。

○営業戦略室長（水間 剛君） 今の御質問にありました比翼の滝、晨光の滝も含めてなのですが、そちらのほうにつきましては管轄が北海道の北部森林室のほうが管轄となっているということで、近年大雨によって滝を見る遊歩道とかが崩れたり、そういったことがありましたので、私どものほうも森林室のほうに要望させていただいて、修繕等を行わせていただきました。

今御質問にありました道道美深名寄線の入り口にありました比翼の滝等の看板については、私どものほうが以前設置しておりましたけれども、老朽化によって数年前から撤去させていただいたというのが現状であります。これらの看板も含めて、それぞれ本市に来られた方々が資源を見るという

ことにとって非常に案内表示というのは重要でありますので、これらの比翼の滝の案内表示も含めて今後のあり方について案内表示にきちっと努めてみたいということで検討していきたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 東川議員。

○9番（東川孝義議員） ぜひお願いをしたいと思います。

それとあわせて、あそこの滝へ行くところの管理なのですけれども、実は私はことし7月22日にあそこに比翼の滝、奥の晨光の滝を見に行きましたけれども、途中までの道路は結構広がっているのですけれども、先ほどの看板から、あった奥はもう狭くて車が草でぶつかって行けないような非常に狭い状態で、その後行った8月28日ですか、このときにはもうかなり横の草が刈られてあったのですけれども、看板の設置とあわせて名寄市として上川総合振興局とこの辺の連携を進めていただいて、ぜひ皆さんが行って楽しかったと言えるような場所にしていただきたい。特に晨光の滝については、ことし看板が新しくなってきちんと滝においていくところも新しい遊歩道がついていたのですけれども、その辺のところも連携をとってより進めていただきたいというふうに思います。

続いて、市道の維持管理なのですけれども、先ほど舗装率についての御説明もいただきました。26年度から実際には最終的には全体で70.7%というふうなことで、余り進んでいないのかなというふうなことで答弁をお聞きをいたしました。いずれにしても、事業規模が大きいということで、先ほどもお話ありました社会資本整備総合交付金ですか、この辺の運用、実際の配分によって変わってくると思うのですけれども、今の実際に進めている事業の中で、先ほどもちょっと答弁の中でお話があったのですけれども、今後のことを考えますと非常に採択率が低いという状態の中では、ある程度単費を投入しながらでもこの計画を推進

をしていく、その辺の考え方についてあればお聞きをしたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 天野建設水道部長。

○建設水道部長（天野信二君） 今単費の扱いについてということでございまして、道路整備についてできるだけ単費も含めてということの話でございますが、まず基本的には道路、今私ども考えていますのは整備していくには国の交付金制度をしっかりと。そしてなおかつ、通常市の単費などで多いのですけれども、修繕だとか、補修だとか含めて大きく2本立てになっているというふうに思っています。国の交付金の動向というのが見えるのがどうしても年度当初の段階ぐらいになるということもございまして、それによる交付金の配分、そしてどの程度の事業進捗を図るのか、またある面補修に力を入れるなりといった面もあると思いますので、そういう面で両方見渡しながらか単費については検討されていくものだろうというふうに思っています。なかなかここにこれぐらい、ここにそれぐらいというわけにはちょっと今申し上げられなくて大変恐縮なのですけれども、基本的には先ほど申し上げたような形で、道路舗装は国の交付金ですけれども、他方、道路にかかわる単費で行う補修、修繕等々も両にらみをしてしながら、少しでも舗装率を上げられるよう、あんばいを見ながら対処していきたいというふうに考えてございまして、御理解いただければと思っています。

○議長（黒井 徹議員） 東川議員。

○9番（東川孝義議員） 非常に市民の皆様からも要望の多い事項だと思いますので、この計画推進に向けてよろしくお聞きをしたいというふうに思います。

時間が余りないので、最後冬季スポーツ拠点化について再質問させていただきたいというふうに思います。ウインタースポーツ事業、先ほどもちょっとお話をさせていただいたのですけれども、2年間という形の中で昨年とことし実施をされて、

非常にいい、名寄で開催をされたということでは今回が48名の方、そこから今後フィンランドだとか、そういうところに行かれる選手も選ばれたと思うのですけれども、2年間実施をして、その内容について、まだ終わったばかりではありませんけれども、今後の課題等についてあればお聞きをしたいというふうに思います。成果と課題ということでお聞きをしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） 9月15日から4日間、ウインタースポーツコンソーシアム事業ということで当市で開催して、多くの市民や企業、団体、商店街など、また天候にも恵まれたこともありまして、成功裏に終了してきました。この場をかりてお礼を申し上げたいというふうに思います。

日本スポーツ振興センター並びに道からは、自動車学校での教習コースや駅前の商店街の活用などほかにはない事業内容ということで高い評価を得られてきております。議員からありましたように、この事業は2年間で一応終了ということで、一番大きな課題といえば来年度の開催がどうなるかということだというふうに考えております。基本的には、日本スポーツ振興センターでの事業では終了ということで、次の展開に行くということで終了しますけれども、これからこの間協力いただきました企業や団体なども協議しながら、またさらには道とも協議しながら、せっかくここまでやってきた事業このままで終わらせるのはどうかかと私どもも思っていますので、教育委員会としましては、また本市といたしましては何とか形を変えながらも事業の継続ができないか、先ほど言いました道も含めた中で協議を進めてまいりたいというふうに考えています。

今回の総括については、これから協力いただいた方々とまた意見交換会などを持ちながら、整理をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 東川議員。

○9番（東川孝義議員） 今回2年間ということだったのですけれども、今部長がお話いただいたように、今回の2年間のステージをまた生かして新たな形でつなげていただければというふうに思います。

それで、合宿の関係についてちょっとお聞きをしたいというふうに思います。青少年の合宿という観点からいくと、やはり宿泊、食事、これをいかに安くできるかというのが非常に合宿を誘致する上で大切なことなのかなというふうに思います。たまたま隣の日本大学スキー部の方の3泊4日での研修の金額等もいただいて、ここではあえて公表しませんけれども、やはり大学の中でも非常に費用の面というのがウエートを占めるというふうな形になっております。今合宿誘致推進協議会、当然この中には旅館業も入っている。あるいはサンプラーの問題、サンプラーの施設等も当市にはあるわけです。この合宿誘致に向けて費用の関係、どういうふうな視点で捉えているのか、今の考えがあればお聞きをしたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） 合宿者に対する支援策という点だというふうに思っています。ほかの自治体に視察に行ったときに合宿の誘致先に対する宿泊なり、そういった部分での支援している自治体も見受けられたところでありまして、本市におきましては、これまでそういった合宿に対する宿泊費等々の支援はしておりません。本来合宿を誘致するに当たって、やっぱり大事なのは施設環境、トレーニングできる環境が1つだというふうに思います。もう一つは、受け入れ態勢、市民も含めて地域を挙げてやっぱり合宿する人たちを歓迎して、合宿の人たちが本当にいい環境で合宿、トレーニングできる、そういったソフト面での対応が重要だというふうに思っています。その点をしっかり対応していきたいというふうに考えているところであります。確かに助成金を出して格安で宿泊をすれば、ふえるのは1つあるかと思えます。

ただ、費用対効果も含めて経済効果としてどういうふうに捉えたらいいかと私自身ちょっと疑問を持っているところであります。やっぱり来てもらって、経済効果、それによって雇用なり地元産の食材を使ったり、いろんな面でお金が回るという点があると思いますけれども、それに公費を投入して来てもらって回すのがいいのかどうかというところでは、ちょっと今後いろいろ検討していく必要があるのかなというふうに思っているところであります。そういった面では、先ほど言いました施設面であったり、自然環境、ソフト面、そういったところをこれまで同様しっかりやりながら、やっぱり定着した合宿者を受け入れしていきたいというふうに思っているところであります。ただ、議員からありましたように、支援策についてはほかの自治体で取り組んでいる部分もしっかり見きわめながら、有効なものがあれば取り入れながら、今後も進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 東川議員。

○9番（東川孝義議員） 部長言われましたように、全体的な取り組みという形の中で、部分的なというふうな意味は理解をしました。いずれにしても、来やすい環境、お金の面だけではなくて宿泊のことも含めた、そのことも含めて再度充実をお願いをしたいというふうに思います。

時間がなくなりましたので、本当はもっといっぱい確認をさせていただきたいことがあったのですけれども、最後に加藤市長にお聞きをしたいと思えます。先ほどお話をさせていただいたように、この冬季スポーツ拠点化事業というのは非常に今後第2次計画の中でも重点プロジェクトとして位置づけられておりますし、重要な施策の柱だというふうに思えます。9月4日の行政報告でも市長のほうから多くのジュニアの選手がサポートを受けられる冬季版ナショナルトレーニングセンターの設置、これにも積極的に取り組んでいきたいと

いうことで、改めて冬季スポーツ、種をまいて芽が出てきて、これから大きく育てていこうという環境ですけれども、市長の考え方についてお聞きをして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 冬季スポーツ拠点化事業が具体的に新しい取り組みが進んでから1年半ぐらい経過をしているわけでありましてけれども、これまでさまざまな御協力を議員各位にもいただきまして、ありがとうございます。

一言で言うと、冬季スポーツを名寄市あるいは地域の文化にしていきたいという思いでございます。先ほど東川議員がおっしゃられたとおり、名寄市には圧倒的に優位性の高い冬の環境と冬季スポーツの施設拠点があるということ、加えて医科学サポートができる病院だとか、栄養あるいは健康を科学する大学、さらには冬季スポーツそのものを研究あるいは選手育成をしている自衛隊と、こういう特異な冬季スポーツに関連するなくてはならない人的あるいは物的資源がコンパクトに集約していると、こういった環境はもういろいろ調べてみるにつれて日本の中でも圧倒的なのではないかというふうに私は思っています。その中で冬のスポーツを通じて、冬のスポーツはもちろんだけけれども、ほかのスポーツもさらに引き上げていくことで、市民あるいは子供から高齢者までみんながスポーツを通じて健康で生き生きとしていくということにもしていきたいし、またジュニアのアスリートをさらに強化をする拠点化にしていくことで、あらゆる人的、物的資源がここに、もう今でも1つありますけれども、またさらに集約をしてきて、そのことが地域のあらゆる活性化につながっていくと。その積み重ねが最終的には冬季のナショナルトレーニングセンターにつながっていくのかなというふうに思います。

先般もお話ししたことあると思いますけれども、今もうスタートしております第2期の日本のスポーツ振興計画の中で冬季スポーツのナショナルト

レーニングセンターの可能性について少し言及をしていますし、また今月でしたか、2020年の後の2024、2028の次の夏のオリンピックが2大会同時で決定をしたということは皆さんも御承知のとおりで、こういう今なかなかオリンピックも手を挙げにくい環境になってきている中で、札幌が2026に手を挙げようとしているのだけれども、それがアジアがずっと続くので、難しいのではないかというふうに言われているのだけれども、それがひょっとしたら2026と2030と同時に発表されるということになると、札幌がどちらかで開催が決まる可能性が非常に高くなってきているのではないかというふうに言われています。そうすると、また冬のスポーツもさらに脚光を浴びていくことがこれからも続いていくのではないかというふうに思います。名寄は、札幌と比べて人口は少ないですけれども、海外を見みると名寄ぐらいの人口で冬のスポーツのナショナルの拠点を持っている国が幾つもございます。そうした意味でその可能性を模索しながら、国に訴えるだけではなくてその地域の文化としてしっかりとこれを定着をさせていくことで、国にも要請をしていき、冬のスポーツを、冬をこの地域のアイデンティティーとしてこれからも育てていきたいという覚悟でございますので、ぜひまた御指導、御協力をいただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 以上で東川孝義議員の質問を終わります。

14時45分まで休憩をいたします。

休憩 午後 2時33分

再開 午後 2時45分

○議長（黒井 徹議員） 会議を再開いたします。

加藤市政の執行に関して外3件を、大石健二議員。

○12番（大石健二議員） これより通告に従い4件について質問を行います。

国立社会保障・人口問題研究所は、このほど日

本の将来推計人口2017の改訂版を公表いたしました。それによると、我が国はいよいよ世界でも類例を見ない急速な人口減少社会に踏み入れたことが数字上からも明らかになりました。この推計値をもとにこれから名寄に起きると想定される事柄を年表にすることで、この先の人口減少で遭遇する深刻な症状への処方箋、地方都市の名寄市でできることなどについて対処していかなければなりません。起こり得る事象として、2020年ころには女性の過半数が50歳以上となり、出産可能な女性が大きく減り始め、2022年ころには全町内会の半数が限界集落に陥ると予見されます。これにより、行政では税収減、行政サービスと地域コミュニティ活動の維持は極めて困難視されるのを初め、生産人口、勤労世代の減少など地域経済、産業への打撃を初め、18歳人口減少に伴う入学志願者が激減する2018年問題に直面する市立大学など、人口減少に伴う事象を時系列に推計することが可能な未来カレンダー、年表の作成について御答弁をお願いいたします。

次に、新年度予算についてお聞きをいたします。国は、平成30年度予算編成について各省庁で予算要求する際のルールとなる概算要求基準を7月に閣議了承いたしました。今後市の新年度予算の編成作業も本格化してまいります。安定的な財政運営に必要な財源が引き続き確保されるよう国の動向にも注視をしていかなければなりません。平成30年度予算は、来春4月に予定される名寄市長選挙のために骨格予算となりますが、予算編成の基本的な考え方と編成の懸念材料についてそれぞれ御答弁をお願いいたします。

次に、医療、保健施策等から、特定健診とがん検診の取り組みについてお聞きをいたします。平成20年4月の高齢者の医療の確保に関する法律に基づく糖尿病や脳血管疾患などの予備群とされるメタボリックシンドロームに着目をし、生活習慣病予防に特化した特定健康診査、特定保健指導が医療保険者に義務づけられてから間もなく節目

の10年目を迎えようとしています。この生活習慣病予防の健診、国保特定健診の取り組み状況について御答弁をお願いいたします。

また、生活習慣病に関連する病気としては、心臓病、脳卒中、糖尿病、高血圧、脂質異常症などの病気のほかがんが挙げられます。がんは、名寄市の死亡原因第1位であり、3人に1人ががんで亡くなっています。早期発見と早期治療が基本となるがん検診の状況、受診率向上に向けての取り組みについて御答弁をお願いいたします。

次に、1,000年に1度天塩川水系の洪水浸水対策について3点お聞きいたします。最初に、国は昨秋1,000年に1度発生する確率で想定し得る最大規模の降雨による洪水がもたらす浸水継続時間、家屋倒壊想定区域図を公表、これを受けて市は7月19日に防災訓練、課題を見つける避難訓練を実施、また8月2日には確実な避難のための防災セミナーをそれぞれ市民の皆さんや町内会を初め各関係機関を対象に防災意識の向上と啓発を狙いに開催をいたしました。この防災訓練及び防災セミナー開催後の総括について御答弁をお願いいたします。

2点目は、これまで洪水防御の基本としていた100年に1度発生する確率で作成された年超過確率100分の1の被害想定もあわせて、この1,000分の1の洪水による市内の医療、保健等の公共施設がこうむる被害想定について御答弁をお願い申し上げます。

3点目は、一昨年茨城県常総市において発生した鬼怒川の堤防決壊、また昨年この時期に北海道に3つの台風が上陸して道南地区に甚大な被害をもたらした大雨による自然災害は、今なお記憶に新しいところです。災害発生時には想定外のアクシデントが幾重にも起こり得ることなどから、改めて現状の課題と今後の対応について御答弁をお願いいたします。

次に、有害鳥獣対策等の住宅地に出没するキタキツネについてお聞きをいたします。近年冷夏と

長雨や暖冬などの異常気象により、野生動物の生息圏が拡大されると同時に、さまざまな要因が絡み合い、餌を求めて人間の生活圏にまで出没するようになっていきます。本年は、熊やエゾシカ、アライグマはもとより、春先からこの夏にかけてキタキツネが住宅地で頻繁に出没、目撃されています。このキタキツネの市街地への出没対策、排せつ物を媒介とするエキノコックスの感染症の対策について御答弁をお願いいたします。

同じく有害鳥獣対策のカラスの群飛についてお聞きをいたします。体力づくりやウエートコントロールなど美容と健康づくりのためにランニングやウオーキングに取り組む多くの市民の皆さんの雄姿を朝に夕に拝見する機会がふえています。こうしたランナーやウオーカーの皆さんから、今夏なよろ健康の森及び周辺に群飛するカラスの飛来に脅威を感じるとの指摘をする声がございます。市のカラスの捕獲数及び今後の対応についてお聞かせください。

以上、この場からの質問とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 松岡企画担当参事監。

○参事監（松岡 将君） ただいま大石議員からは、大項目4点にわたり御質問がありました。初めに、大項目1のうち小項目1については私のほうから、大項目1のうち小項目の2及び大項目3につきましては総務部長から、大項目2のうち小項目1について並びに大項目4については市民部長から、最後に大項目2のうち小項目2については健康福祉部長からそれぞれ答弁となりますので、よろしくお願ひいたします。

初めに、私のほうから大項目の1、加藤市政の執行に関して、小項目1、名寄市の未来年表についてお答えいたします。まず、人口減少問題につきましては、国立社会保障・人口問題研究所日本の地域別将来推計人口、これ2013年3月推計であります。こちらの改訂版につきましては大体年度内めどでというふう聞いておりますけれども、こちらの地域別将来推計人口2013年の

ものを以下推計人口とさせていただきます。この推計人口をもとに2014年公表されました、いわゆる増田レポートにおきまして2040年時点で全自治体の半数が消滅可能性都市とされたことが国、地方双方において人口減少、東京一極集中是正のための地方創生の取り組みを推進していく契機となりました。名寄市におきましては、この増田レポートの言う消滅可能性都市には挙げられませんでした。推計人口の参照点である2005年の国勢調査と2010年国勢調査の間の特殊事情や足元の住民基本台帳人口を勘案すれば、実際の人口減少はこの推計より早く進むと想定をしまして、2015年10月に策定した名寄市まち・ひと・しごと創生人口ビジョンでは、当面の人口減少につきましては推計人口よりも厳し目に想定をしまして、その後地方創生施策の効果の発現により人口減少が若干緩和されると想定をしたところであります。このビジョンに掲げた将来人口、以下展望人口とさせていただきますが、こちらを基礎としまして名寄市まち・ひと・しごと創生総合戦略や第2次名寄市総合計画を策定しまして、子育て支援や経済活性化の施策、冬季スポーツ拠点化などによるローカルブランディングなどの施策を推進しているところであります。

足元の住民基本台帳人口を見ますと、当初の想定よりも早いペースで人口減少が進んでおり、先行きは楽観できない状況にあります。人口減少に伴う事象は複合的なものであり、その処方箋も互いに連関するものとなっております。引き続き子育て環境の整備、経済の活性化等による社会減の抑制や担い手の確保、人口減少下における適切な行政サービス提供のための公共施設等総合管理計画の推進、定住自立圏域など周辺市町村との連携や地域の活力である大学生にとって魅力的な環境づくりなど、まずはこの総合計画、総合戦略に掲げた施策を推進するとともに、国、道や周辺市町村の動向を見ながら名寄市の置かれている状況を的確に把握し、御指摘もありましたような先のこ

とも想定も見据えながら適切な検証、見直しに不断に取り組んでいくことによって課題に対処してまいりたいと考えております。

○議長（黒井 徹議員） 中村総務部長。

○総務部長（中村勝己君） 私からは、大項目1の小項目2、新年度予算編成に向けて及び大項目3の1,000年に1度の天塩川水系の洪水、浸水対策からについて申し上げます。

初めに、平成30年度予算編成の基本的方針と取り組み、編成の懸念材料についてです。平成30年度は、第2次総合計画前期計画の最終年であることから、前期計画に掲げた基本計画の具現化を目指すとともに、前期2カ年の主要事業となる重要プロジェクトや名寄市まち・ひと・しごと創生総合戦略掲載事業についてしっかりと取り組みを進めていくことが必要であります。さらには、市民と行政との協働のまちづくりを進めていくためにも、市民のニーズを的確に把握し、多くの市民の意見等を集約していくことが重要であると考えているところです。しかしながら、本市の財政状況は人口減少、少子高齢化への対応、普通交付税の合併算定がえの縮減、公共施設の老朽化への対応、公債費の増加など容易に対応できるものではありません。昨年11月の名寄市における財政課題でお示しさせていただきましたが、本市歳入の約40%を占めている普通交付税の合併算定がえの縮減は平成29年度算定ベースから試算すると約1億5,000万円減額となることが想定されます。また、公債費についても増加傾向にあります。こうしたことから、限られた財源の中で財政規律を遵守し、引き続き健全な財政運営の維持に努めていくことが必要であります。

なお、平成30年度予算編成に係る今後のスケジュールですが、昨年同様11月上旬の市長からの予算編成に係る訓令を受けスタートしていくこととなるものと考えております。

次に、大項目3、1,000年に1度の天塩川水系の洪水浸水対策から、小項目の1、防災訓練及

びセミナー開催後の総括及び小項目3、現今の課題分析と今後の対応策について一括してお答えいたします。平成28年10月、水防法の改正により想定最大規模の降雨による浸水想定公表を受け、これまで大規模な河川の洪水を想定した避難訓練が全国的にも取り組まれていない背景を踏まえ、7月19日、FIG-aなよろ、課題を見つける避難訓練として住民の気づきによる自助、共助力の向上を目的とし、市内の5つの町内会等及び関係機関を含む総勢169名参加により新しい試みの避難訓練を実施したところです。本訓練は、浸水想定周知のためのハザードマップの作成に時間がかかることから、水防法第15条第3項に規定するその他の必要な措置に位置づけた訓練とし、参加町内会に避難行動を実際に行っていたほか、住民の避難に対する理解を深めるための北海道開発局旭川開発建設部名寄河川事務所による浸水深の研修及び名寄消防署による逃げおくれた者の救助訓練展示並びに旭川気象台による防災研修参加者による課題発表等の新しい試みを組み入れ、住民の防災意識及び知識の向上に期待をした訓練として大きな成果が得られたことを確認いたしました。また、8月2日の防災セミナーでは、総勢約120名の参加により南相馬市危機管理課職員、星慶一氏による南相馬市の被災状況、復興状況、名寄河川事務所長、黒田保孝氏による想定最大規模の降雨による浸水想定研修、旭川地方気象台による防災ゲーム、児童向けの防災講話を実施するなど、幅広い年代を対象に住民の防災意識及び知識の向上を目的に開催いたしました。

これら訓練等の総括として、課題を見つける避難訓練では参加者の課題発表において避難場所、避難路、避難のタイミング、自主防災組織の大切さ、要配慮者対策等について気づきの効果による自発的主体性の発言が多く出現したこと及び参加した住民それぞれが避難の理解を深めていただいたことが最大の成果であり、参加者とともに避難

訓練の大切さが共有されたところです。近年の異常気象から住民の防災意識が高い方も多く散見され、訓練後の町内会がみずから訓練行動や避難支援を再検討する取り組みが生まれるなど報道機関及び他の自治体並びに関係機関からも大変注目されました。訓練の実施前からテレビ報道のほか、ラジオでも全国で紹介されたほか、訓練実施の内容は国土交通省及び北海道開発局のホームページにおいて報告が予定されているなど関係機関から大変高い評価をいただいた取り組みになりました。また、今回の避難訓練の周知や実施により、浸水に対する他の自治体における避難対策に効果が波及したほか、関係機関の浸水対策の推進にも大きく効果を果たしています。

今後の対応策では、想定最大規模の降雨による本市の防災対策上の課題として、避難場所における浸水深の想定を踏まえた避難対策、各公共施設の浸水対策、行政機能の維持等さまざまな課題について確認することができました。避難の取り組みは、気象警報等の進化や関係機関の防災対策が充実されても住民みずからが避難行動を起こす主体性がなければ効果が発揮されないことから、今後訓練で得た課題の分析を生かしながら継続して取り組み、自助、共助を柱とした避難対策を地区住民に浸透させるため、避難訓練対象地区をかえて実施するなど関係機関とともに自助、共助力の推進のための支援に努めてまいります。

次に、小項目2の公共施設の浸水対策についてお答えいたします。1,000年に1度の確率で発生する降雨による浸水想定を受けて、各施設の浸水対策を行っていくことが喫緊の課題として求められています。昨年平成28年台風10号による上川管内南富良野町の浸水被害でも公共施設が浸水し、大きな被害を目の当たりにしたところです。このような被害事例から、浸水が想定される名寄市立総合病院では名寄市防災計画で想定される大雨災害が発生した場合、地下の給食設備及びMRIなどの医療機器、1階の外来診療施設及び

CTなどの医療機器の浸水被害が想定されることから、その対策について検討してまいります。また、病院のほかその他保健施設等では1,000年に1度の確率で発生する降雨による浸水想定により浸水する可能性が高い施設がふえ、仮に施設等にとどまる方法で対応するとした場合には、土のうや防水扉等の浸水対策等の対応の有効性を把握するとともに、利用者の安全を確保するために対策が急がれるところから取り組みを行ってまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 三島市民部長。

○市民部長（三島裕二君） 私からは、大項目の2、名寄市の医療、保健等施策に関して、小項目の1、特定健診の取り組みについて申し上げます。

平成20年度に高齢者の医療の確保に関する法律に基づいて40歳から74歳までの方を対象として高血圧や高脂血症、糖尿病などに代表される生活習慣病に特化した特定健康診査、特定保健指導が医療保険者に義務づけられました。名寄市では、平成25年度に受診率の向上と早期発見対策として対象年齢を30歳に引き下げまして、若年層の受診率向上を図るほか、広報なよろや地元新聞での特集あるいは出前トークなどの啓発活動を中心に受診勧奨を行ってまいりました。

平成27年度の実績といたしましては、集団健診受診者が1,097人、旭川がん検診センターでの受診者が158人、人間ドック104人と対象者4,564人中1,359人が受診をし、受診率が29.8%となっております。名寄市の受診率は、国が示す目標受診率60%、また第二期名寄市特定健康診査等実施計画の目標受診率45%を下回る状況が続いており、これまでも未受診者対策として地区担当保健師を中心に家庭訪問、電話勧奨等により健康状態を把握しながら健診の受診勧奨を継続的に実施をし、あわせて保険証の更新時にお知らせチラシを配布をするなど受診勧奨を行ってまいりましたが、受診率が伸びない状況が続い

てございます。

特定健診の受診者と未受診者の医療費の状況を比較をしますと、未受診者が年平均で約2万6,000円医療費が高いといった結果が出ていることから、まずは健診を受けていただき、特定健康診査をきっかけとして健康意識を高め、生活習慣病に対する理解を深めていただくことが重要と考えております。その上で状態に応じた保健指導を実施をすることで、生活習慣病の発症や重症化予防につなげ、医療費の適正化を図るよう取り組みを推進してまいります。

続きまして、大項目4の市民の声から、小項目の1、有害鳥獣等対策についての1、住宅地に出没するキタキツネにより懸念される被害とその対策について申し上げます。キツネは、都市近郊から山岳部までさまざまな環境に生息をしており、北海道では市街地や観光地に出没をする個体がふえております。キツネの苦情の件数と捕獲頭数は、平成26年度では相談が3件で5頭捕獲、平成27年度では相談が6件で7頭捕獲、平成28年度では相談が19件で13頭捕獲をしてございます。本年9月現在におきましては10件の相談件数がございます。捕獲をしたキツネにつきましては、人里離れた山奥に放してございます。

苦情や相談内容としましては、キツネの排せつ物から感染をするエキノコックスへの感染の不安が主なものでありまして、そのほか畑が荒らされるなどの苦情も寄せられております。ことしの傾向といたしましては、市街地より農村部の苦情相談が多くなっております。市の対応といたしましては、市が箱わなを設置をして捕獲をする対応を行っているところでございます。

キツネの排せつ物を介し寄生するエキノコックスにつきましては、人の口から体内にエキノコックスの寄生虫の卵が入りまして、幼虫となって肝臓などに寄生をし、肝機能障害などを起こす病気です。自覚症状があらわれるまで数年から十数年

かかるとされておりまして、気がつかないうちに悪化をしてしまうということでございます。エキノコックス症の発症予防には、外から帰ったら必ず手をよく洗う、キツネを家に近づけないようにごみや飼い犬の餌の食べ残しなどはきちんと処分する、野山の果実や山菜などを口にする場合はよく洗うか、十分熱を加えて食べるなど、予防対策が紹介をされております。感染経路はさまざまで、エキノコックスの卵は直径が0.03ミリの球体で、肉眼では見えないため、北海道での生活が5年以上で検診を一度も受けたことがない方や5年以上検診を受けていない方、特にキツネに触れたことのある方や野ネズミを捕食したことがある犬の飼い主など感染のおそれがある方は、健康診断、これ血液検査なのですけれども、を積極的に受けるよう北海道のホームページでも呼びかけを行ってございます。市におきましても広報においてエキノコックス症予防方法やエキノコックス症検診の周知を図ってございまして、今後におきましても予防方法や検診受診の周知を図ってまいります。

次に、大項目4の小項目1の2、健康の森に群飛するカラスにより懸念される被害とその対策について申し上げます。健康の森、サンピラーパークについては、設置者が名寄市、北海道と分かれるものの、森林等の自然環境を生かした施設でありまして、市内外から多くの御利用をいただいております。しかしながら、その立地条件などから朝夕には山間部や園路上空などにカラスが飛来をしております。両施設内では特に雨降り後の飛来が多く見受けられる傾向があります。現状の対策といたしましては、施設内2カ所に設置をしている爆音器の使用ですとか、職員の巡視に加えてロケット花火を使用するなどカラスなどの追い払いや拡散をし、利用者の安全確保に努めているところでございます。この間指定管理者を含め、カラスにかかわる苦情や対応等を直接求められたケースはございませんが、ただいま議員より御指摘をいただきましたので、改めて状況を確認をす

るとともに、北海道あるいは指定管理者との連携を図りながら、状況に応じて対応を図ってまいります。

次に、カラスの捕獲数についてであります。平成26年度相談件数が41件、駆除実績としましてはひな70羽、卵33個、平成27年度相談件数が41件、駆除実績としましてはひな83羽、卵18個、平成28年度相談件数が47件、駆除実績としましてはひなが66羽、卵24個となっております。これらの駆除に当たりましては、市民の皆様からの苦情により対応しておりますが、そのほとんどがカラスの繁殖期で、4月の下旬から7月上旬ごろまでとなっております。原因としましては、卵や子ガラスを守るために親ガラスがその近くを通行する人間に対し威嚇をしたり、時には攻撃をするなどの行動が駆除してほしいとの声となっております。今後におきましても繁殖期に市民の方が襲われるなど苦情等が寄せられましたら、立ち木等を管理をしている関係機関と連携をしながら、被害のないように確実に対応してまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） 私からは、大項目2の名寄市の医療、保健等施策に関して、小項目2のがん検診と受診率について申し上げます。

急速な高齢化や生活習慣の変化に伴い、がん、心疾患、糖尿病などの生活習慣病は年々増加し、名寄市においても平成26年次の死亡統計を見ると死因の第1位はがんで、疾病全体の27.0%を占め、次いで心疾患が15.5%となっており、脳血管疾患は8.5%と減少傾向にあるものの、これら生活習慣病の3大疾患を合わせると全体の約半数を占めております。健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間である健康寿命の延伸に向け、生活習慣病予防対策は重要な課題と考えております。本市においても名寄市健康増進計画健康なよろ21を策定し、がんによる死

亡者数を減少させるためには検診によりがんを早期に発見し、早期治療につなげることが最も重要であると考え、受診率向上に向けた取り組みを進めてきているところです。特定健康診査受診勧奨にあわせてがん検診の受診啓発を行っているほか、受診される方の利便性を考慮し、集団健診では子宮がんと乳がん検診を同日受診できる健診体制や特定健康診査と胃、肺、大腸、前立腺がん検診を同日に受診できる健診を土曜日、日曜日も含めて実施しております。また、旭川がん検診センターを直接受診する場合には、一年を通して都合のいい日程を選択することができ、1日で特定健康診査、胃、肺、大腸、子宮、乳がん、前立腺がん検診の全ての健診を受診することが可能となっております。なお、自分自身でセンターに直接受診できない方のためには年5回無料送迎バスを運行させるなど受診しやすい体制づくりに努めてきております。

さらに、平成28年度からは、市独自策として近年女性の大腸がん、20歳代の子宮頸がん、40から50歳代の乳がんが増加しており、女性は男性に比べ職場健診等の機会が少ないことから、女性のためのがん検診推進事業として一定の年齢の女性を対象に子宮がん、乳がん、大腸がん検診を無料で実施し、がん検診の受診促進に努めております。

平成28年度のがん検診受診率は、がん対策推進基本計画に基づき算定対象年齢を胃、肺、大腸、乳がん検診は40から69歳まで、子宮がん検診は20から69歳までを対象に算定した場合、平成27年度と比較すると子宮がん検診は38.6%で、3.2ポイント減少したものの、胃がん検診は20.9%で1.1ポイント、肺がん検診は27.2%で2.7ポイント、大腸がん検診は28.8%で0.1ポイント、乳がん検診は52.8%で3.7ポイントといずれも受診率の増加が見られます。国の目標受診率は、子宮、乳がん検診が50%、胃、肺、大腸がん検診が40%となっており、乳がん検診

については目標を上回り達成することができました。市町村が実施するがん検診は、健康増進法に基づき全住民が対象ですが、一方で職場健診や病院で検査、治療を受け経過を見ている方も相当数いると思われますので、その数を正確に把握する仕組みがないのが現状です。受診率向上に向けてはすぐに結果が出るものではありませんが、がんの予防や早期発見によりがんの発症や重症化を防ぐために一人でも多くの方にがん検診を受けていただけるよう、健康まつり、健康相談、健康教室や地域に入っただけの保健推進委員の勧奨や出前トークなどさまざまな機会を通して、がんは他人事ではなく、誰もがかかり得ることをわかりやすく繰り返し呼びかけていくことが必要と考えております。今後とも予防とがん検診の重要性についてきめ細やかな周知啓発の取り組みを進めてまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○12番（大石健二議員） それぞれ御答弁をいただきました。ありがとうございます。それでは、いただいた答弁をもとに再質問を行ってまいりたいと思います。途中で質問の順序が入れかわるかもしれませんが、あらかじめ御了承いただきたいと思います。

それでは最初に、未来年表についてお聞きをしてまいりたいと思います。先ほど参事のほうからいろいろ御答弁をいただいた中で、増田寛也というかつて総務大臣を経験された方がその後日本創成会議という会議の中で増田レポートというのを発表されました。これは、たしか私の記憶では平成25年12月に月刊誌で発表されていたものを私自身も読みました。かなり衝撃を受けまして、翌年の第2回定例会で名寄市は実際の消滅の危機を回避できるかというテーマで質問に立った記憶がございます。それ以来ずっと間断なく名寄市の人口減少の社会について質問をしてまいりましたが、今回市民の方から名寄市が人口減少社

会に進んでいる、あるいは少子高齢化に突き進んでいるということはわかったと。では、その後で名寄市に一体どういうことが起きるのだと、どうなっていくのだろうかということを聞かれたときに、はたと困りまして、それでは私自身も不勉強なものですから、名寄市は統計資料というのをふんだんに発行しているということもありまして、推計にはそれなりに事欠かなかったということでございます。松岡参事監もおっしゃっていましたが、地方創生人口ビジョンや、あるいは社人研の人口推計、あるいは健康なよろ21、名寄の統計、データヘルス、いろんな統計数値がございますから、こういったものをあわせて読んでいくと、それぞれの事業運営や産業分野や行政分野で関連するところで、さまざまな付加価値や生産性が年度の経過とともに衰退、減衰していくというようなことが推測が可能になってきました。その補うためには、周辺自治体から移転所得、入ってくる所得を当てにしないと、名寄市のさまざまな分野で、いろんなところで事象が減衰していくと。そういったことも含めて、今から名寄市の人口減少あるいは少子高齢化に伴う10年、20年、30年のタイムスパンで見ないといかないと、なかなか出てきました、人口減少になりましたというときにやっても、対症療法では決して間に合わないということに気づかされたということでございます。

私は、統計学を修めてもいないし、統計の分析アナリストでも何でもないので、極めて素人の域を出ないのですけれども、さまざまな先ほど申し上げた統計数値を見ていきますとかなり厳しいという数字が出てきました。例えば経済産業の商業活動についても以前お話をしたことがあろうかと思えますけれども、11年から平成26年までの16年間の数値を追ってみますと、当初平成11年には366店舗小売店がございましたけれども、16年経過すると卸売業で81店舗減少し、現在は31店舗しかない。小売業では……間違えました。申しわけありません。卸業で81店舗、そし

て小売業では366店舗ありましたが、現状は140店舗しかない。従業者数も卸、小売業で850人、それぞれ3,000人のうちから850人減少している。ただ、年間販売額は平成26年4月に消費税が改定されましたので、多少24億円ほど平成11年はふえてはいるのですが、このまま現状推移すると仮定して、2030年ころには卸業で19店、小売業で86店舗しかそれぞれ残らないという計算になっていく。加えて、年間販売額も間もなく8%から10%引き上げられるということから消費額も冷え込むのではないかなという予測もされます。こうして商業、小売業だけ見ていきますと、市税の収入にもはね返るだろうし、あるいは雇用機会の激減もあるだろうと、あるいは失業者の増加もあるだろうと、市街には空き店舗もふえるだろうと、極めて悲観的な数字しか出てこないのですけれども、こういった危惧も生じてきます。

また、国交省は昨年4月に国土のグランドデザイン2050というのを発表しています。その中に主なサービス施設ごとに立地が必要な需要規模というのが存在確率値ということで示されていました。例えば食品の小売店、郵便局、歯科診療所は500人を切ると存在可能だけれども、人口が6,500人を切ると撤退を始める。さらに、ショッピングセンターは7万7,500人、ハンバーガーショップは3万2,500人でそれぞれ撤退を始める。ちなみに、都市でチェーン展開しているコーヒー専門店というのがあります。固有名詞を挙げるわけにいかないので、頭文字でいうとSBというのがありますけれども、こちらは17万5,000人の人口がなければ出店しないという出店計画があるようで、北北海道地区の第2の都市、名寄市には残念ながらSBのコーヒー専門店の出店はかなり期待薄だなという、数字からもわかってきます。こうした存在確率値が示される中で、新たな事業の、あるいは企業の誘致というの、かなり企業は生産性あるいは利益追従の私企業で

すから、なかなか新たな出店という、あるいは企業誘致に乗ってくるという話も厳しい中で、新たな商業活動だけ1点スポットを当ててみてはかなり厳しいというような状況です。

ぜひとも時間がなくなってまいりましたが、結論だけ、1点だけ申し上げます。先ほど1,000年に1度の災害ということで御答弁いただきましたけれども、そこは啓発、啓蒙活動が功を奏したのだと、現下の取り組みによって。名寄市の少子長寿化あるいは人口減少についても10年、20年、30年スパンで取り組んでいかないと間に合わないということですから、ぜひとも今から逆算をしてその対応が可能な未来カレンダーなり未来年表、ぜひつくっていただきたい。

実は、私先ほど申し上げたように統計学のアナリストでも何でもないのでありますが、ちょっと統計資料を見ながらはじき出したのがございます。2018年には18歳人口で名寄市立大学も志願者の確保が大変難しいだろうと。2024年ころには、先ほど申し上げたように女性の過半数が50歳以上となり、出産可能な女性が大きく減る。2020年ころには82町内会の半数が限界集落となり、地域コミュニティー活動が破壊されるだろうと。あるいは、2021年ころには団塊ジュニアと呼ばれる方々が50歳代となり、管理職化で企業の人件費も増大するだろうと。さらには、2020年ころには卸売、小売店の閉店が顕著になる。2025年には、団塊の世代が75歳以上となり、社会保障費が増大するだろうと。先ほど申し上げたように、2030年には卸、小売店は4分の1に激減して、大型店の閉業や撤退も予想されるだろうというのが私の浅学非才なところで数字が出てきました。こうした現象を予見する中で改めてお聞きしたいのですが、未来カレンダー、未来年表をおつくりになって、市民の啓蒙、啓発、10年、20年先を見据えた対応が必要だろうと私は思うのですけれども、この点再度御答弁いただきたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 松岡参事監。

○参事監（松岡 将君） 大石議員から未来年表ということでさまざま事例挙げていただきながら御説明がありました。特に商業施設に関しての国土交通省の国土のグランドデザインに掲げられた資料などにつきましては、この間私も何度か講演等の機会をいただいたときに研究などさせていただいているのですけれども、こちらはより具体的な固有名詞などを挙げながら、かつ全国の自治体の例など挙げながら、おおよそ人口推計と照らし合わせれば今後何が起って行くかという平均的な姿について見るができるということで、大変唆に富んだものであると考えております。ただ、一方で名寄市に置きかえますと、地理的条件、名寄市だけではないですけれども、立地確率が少ないということで、少ない人口であっても成り立つ条件というものがあまして、そういったところも勘案しながら分析が必要かと思っております。

未来年表そのものの作成につきましては、実態版ということでつくとより固有名詞ですとか、固有の地区などを言及されていったものがオフィシャルになるとなるとなかなか影響等も大きいかんと思っておりますけれども、ただ総合計画ですとか、総合戦略の見直し検証ですとか、あるいは次の中期計画の策定などするときに当たって、よりそういう先の想定を仮定としてでもこういうことがあり得るですとか、こういったことも考えられるということを提示しながら物事を考えていくというのは大変重要だと考えておりますので、御指摘があったところも参考にさせていただきながら、引き続き総合計画、総合戦略の推進ですとか、見直し検証ということを進めていきたいと考えております。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○12番（大石健二議員） それでは、予算についてお話を聞きましてまいりたいと思います。

ちょっとはしりながらお聞きをしてみたいと思うのですが、平成28年度決算において

は財政の健全性を示す健全化判断比率がいずれも早期健全化判断基準を下回って財政の指標は健全性を保っているということがわかりました。ただししながら、財政の弾力性を示す経常収支比率というのが27年度から90%を上回り、平成28年度は2.5ポイント増の92.6%増になっていたと。また、加えて今後少子高齢化に伴う扶助費の増加や、あるいはこれから特別委員会も組織されるようですけれども、公共施設の設備や、あるいは施設、こういったものが一斉に老朽化して修繕費が必要になってくるということで、さらなる財政負担が見込まれています。市債残高を見ても平成28年度末で448億343万5,000円と。前年度対比で15億3,026万2,000円増となっていることに向けて、新年度予算に向けて経常収支比率の改善あるいは市債残高に向けて、減額に向けての取り組みについて考え方をお知らせいただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 橋本副市長。

○副市長（橋本正道君） 今御指摘のとおり、経常収支比率、それから公債費残高、特に公債費の残高については非常に財政当局のほうも重要視しているところであります。さきにお示ししました昨年度の中期財政計画と一緒に出しましたこれからの名寄市の財政課題というところでも公債費と基金については非常にうまく使っていかなければならないなというふうに思っております。

平成30年度の財政についてですが、まだ十分な条件出そろっていないというのが正直なところでありまして、1つは地方交付税です。これから合併算定がえの支給があるということですが、どうも国の動き等も見ているとかなり厳しい目が向けられているということに加えて、地方の一般財源総額は平成27から29年度までは一定の分を確保すると。そうすると、30年度どうなるのだというまだ見えていない状況。それから、御指摘のとおり公共施設の老朽化してこれ待たなしの部分もありますし、ただそうかといってす

ぐに更新という形にもならないというのが公共施設等総合管理計画の方針ですので、これらを踏まえてどのような組み立てができるか、現在まで積み残しの部分でローリングもございますけれども、11月1日の市長訓令に向けてそこら辺の整理をしなければならない、そのような状況にあるということだけ御説明させていただきたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○12番（大石健二議員） 予算について、2点目ちょっとお聞きをしたいと思います。

たしか平成28年度であったかなと思うのですが、国の補助事業で当初計画していた小学校の改修工事計画というのが補助対象から外されて、一般財源で財源の振りかえというような事例があったかなという記憶をしておりますけれども、こうしたことから国の補助事業あるいは道の補助事業についてもその動向を注視していかないと後で大変なことになるのだなというのを身にしみて感じたところですけども、新年度予算に向けて国や道の補助事業についてどのようにお考えをお持ちなのかお聞かせをいただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 橋本副市長。

○副市長（橋本正道君） 特にハード事業につきましては、国、道の特定財源というのは非常に大きな要因を占めているところでございます。道路につきましても特定財源、国の補助を入れてやっているというところでありますし、今御指摘いただいた義務教育につきましてもそのとおりであります。このあたりについては、私どもの情報収集能力ということもありますけれども、あるいはまた一方でここは地方にとっては重要な財源であるという声も上げなければならないというように思っておりますので、その辺をうまく使いながら、特定財源の確保はしていかなければならないというふうに思っております。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○12番（大石健二議員） それでは、ちょっと

はしりながらお聞きをしていきたいと思っております。

壇上でもお聞きをしたのですが、平成30年度予算は来春4月に市長選挙があると。そのために平成30年度予算は骨格予算となるというようにお聞きをしました。今のところ次期市長選挙に立起を予定されている方々の予定候補者のお名前もお姿もお見受けしない状況ではありますけれども、現在2期目の加藤市長が3期目に向けてどのようにお考えをお持ちなのか、また現段階でのお気持ちで結構ですので、ぜひとも出馬に向けての御決意があればお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 先ほど来人口減少の問題であるとか、それに鑑みての財政的な状況での課題等について御指摘もいただきました。御指摘のとおりでございまして、そうした課題も抱えながらも現在も市政を進めている状況だというふうに思います。この総合計画もできて、その前に総合戦略もつくりましたけれども、名寄市はほかの自治体と比べて人口減少は緩やかだというふうに言われていながらも、ここ何年かやはり人口減少が歯どめがかからないような状況で、一部いろんな団体で人口が下げどまっているところもあるのだけれども、先ほどお話のあったような商業的な分野だとか、そういったところでの活力がそがれているということもあるのかもしれない。総合戦略の中では、2040年までに人口の減少の要因である社会増減をゼロにしていくということと出生率を今の1.4から1.5のものを1.8に押し上げていくということで、人口減少に少しずつでも歯どめをかけていく。そのために6つの柱をつくり、そして総合計画では3本の重点政策を掲げて、名寄市の特色のある資源をさらに優位的に磨いて、ほかの自治体とは差別化をしていく中で人口の減少にはどめをかけていくということと、加えて名寄市だけでなく近隣の皆さんとしっかりと連携をしながら、あるいは人口が減っていく部分に関しては地域で町内会等のコミュニティーをいかに

持続可能なものにしていくかということが一方でのテーマになっていくのかなというふうに思います。まだまだ課題も山積しているとは思いますが、この間さまざまな市民の皆さんからも御議論もいただいて、各種大きな計画もつくり上げてきたところでありまして、その計画に向けてこの計画を着実に市民が一丸となって推進をしていくということで、この難局を乗り越えていくことに尽きるのかなというふうに考えているところでございます。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○12番（大石健二議員） 3期目の出馬についてのお考えはスペインのマタドールのようにするとかかわされてしまいましたけれども、それでは時間がなくなってきましたが、1点だけがん検診についてお聞きしたいと思います。

端的に言うと、低い受診率とがん死亡率の高い数値、この乖離がどうにも合点がいかなくて、このがん検診率29.8%の中には先ほど答弁の中にあつたように職域の定期健康診断も含めると意外と高い数値になっていくのかもしれませんが、目標数値29年度がたしか40%だったと思うのですが、この40%の数値を達成できる見通しというものがいいのかどうか、この点についてお聞きして、終わりたいと思いますが。

○議長（黒井 徹議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） がん検診につきましては、先ほども申し上げましたが、さまざまな受診率向上に向けた取り組みを進めておりますが、なかなか実績に結びつかないという状況が続いております。先ほど申し上げませんでした、平成27年度から健康マイレージ事業を行って、その達成の要因の一つには、がん検診だけではありませんけれども、健康診断を受けるということを要件の一つにさせていただいたり、またコール、リコール運動ということで、受診対象者へ最初の封筒や電話による呼びかけ、なおかつその後しばらくたっても受診されない方に対してリコー

ルということで、再度またお誘いをするというような取り組みの部分については、女性のためのがん検診事業を昨年からはじめさせていただきましたので、この部分に的を絞って実施をさせていただいているような状況でございますし、今後子宮頸がんは20歳から初めてがん検診に市民の方が接するというところでございますので、この部分の最初のときにそういったような検診に絞って受診率向上のためのそういうコール、リコール的な取り組みも進めていきたいというふうに考えております。

いずれにいたしましても、関係機関、保健所ですとか、あとがん拠点病院、市立病院もございませぬので、そこらと連携しながらがん予防対策に対する医療講演会の開催ですとかを開いていきたいと思っておりますし、また国立がん研究センターが公表しておりますが10年生存率につきましては、ことし58.5%ということで、これ昨年からは10年の部分について公表しておりますけれども、昨年よりは0.3ポイント上がっているということで、がんの進行度を占めるステージ別では早期の1と診断された人の生存率は全てのがんを合わせて85.3%ということで、早く発見し、治療を始めるほど早く確実にいい結果が出ているというエビデンスも確立されておりますので、市民全体ががんイコール死ではないというような、そういったような啓発も重要ではないかと思っておりますので、今後そこら辺も含めながら取り組みを進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（黒井 徹議員） 以上で大石健二議員の質問を終わります。

○議長（黒井 徹議員） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれもちまして散会いたします。

大変お疲れさまでした。

散会 午後 3時47分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 黒 井 徹

署名議員 熊 谷 吉 正

署名議員 佐々木 寿